

第2章

大阪府の医療の現状

- 第1節 医療圏
- 第2節 人口
- 第3節 人口動態
- 第4節 府民の受療状況
- 第5節 医療提供体制
- 第6節 特定機能病院
- 第7節 地域医療支援病院
- 第8節 社会医療法人
- 第9節 公的医療機関等
- 第10節 (地独)大阪府立病院機構
- 第11節 保健所
- 第12節 関係機関

第1節 医療圏

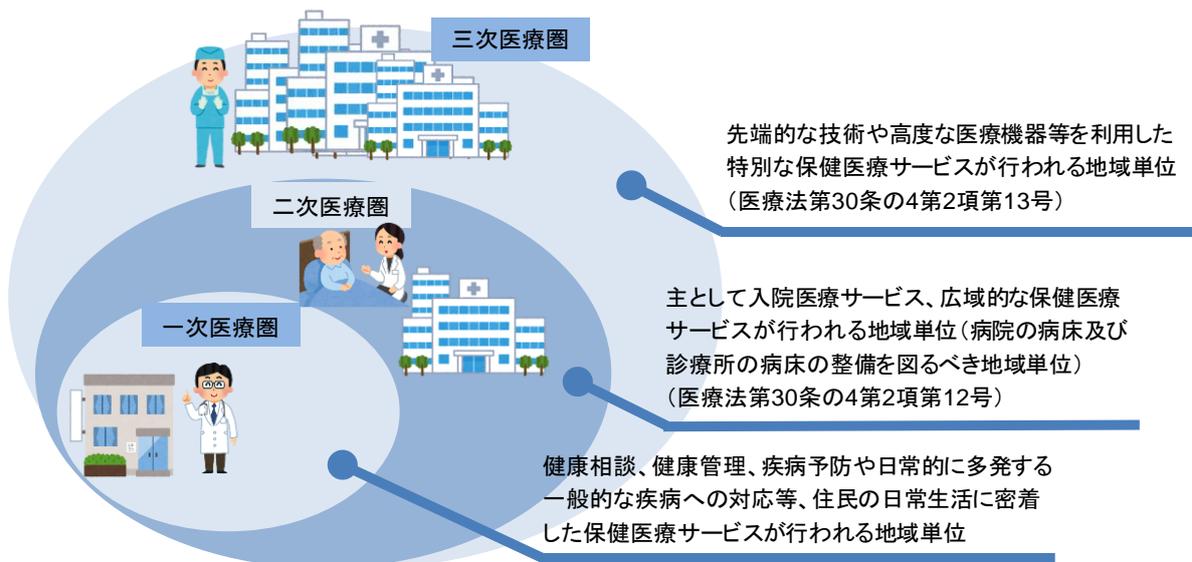
1. 医療圏とは

(1) 設定の趣旨

○保健医療サービスには、府民の生活に密接に関わる頻度の高いものから、極めて高度・専門的な医療まで様々な段階があります。医療資源が限られている中で、府民に保健医療サービスを適切かつ効率的に提供していくためには、医療機関が機能を分担し相互に連携していくことが必要になります。

○本計画では、保健医療サービスを提供する地域単位として、一次、二次、三次の医療圏をそれぞれ設定し、全体で包括的な医療サービスを提供するための体制整備をめざします。

図表 2-1-1 医療圏の概念図



2. 医療圏の設定

(1) 医療圏の設定と役割

○大阪府では、淀川、大和川により大きく3つのエリアに分けられること、鉄道・道路網が大阪市を中心に放射状に延びているという地勢に鑑み、昭和63年度の大阪府保健医療計画策定時に医療圏を設定しました。

【一次医療圏】

○一次医療圏は、住民にとって身近で利用しやすい保健医療サービスが提供されることが可能な地域単位であるため、第6次計画に引き続き、市町村単位で設定します。

【二次医療圏】

○二次医療圏は、主として入院医療サービス、広域的な保健医療サービスが行われる地域単位であり、国が示す設定要件は人口20万人以上となっています。

○第6次計画で設定した大阪府の8つの二次医療圏はすべて20万人以上の人口から構成されているため（図表2-1-2参照）、第7次計画においても、引き続き同じ地域単位を、二次医療圏として設定します。

○なお、各二次医療圏においては、医療需要は概ね7割以上満たされています（第2章第4節「府民の受療状況」参照）。

【三次医療圏】

○三次医療圏は、高度で特殊な診療機能を提供することが可能な地域単位であるため、第6次計画に引き続き、府内全域をひとつの三次医療圏として設定します。

3. 二次医療圏について

(1) 二次医療圏の概況

○大阪府の二次医療圏の概況は、図表 2-1-2 のとおりであり、大阪府高齢者計画で設定する大阪府高齢者保健福祉圏とも合致しています。

図表 2-1-2 二次医療圏の概況(平成 28 年 10 月 1 日現在)

二次医療圏	構成市町村	人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
豊能	豊中市、池田市、吹田市、箕面市、豊能町、能勢町	1,041,743	276	3,780
三島	高槻市、茨木市、摂津市、島本町	747,084	213	3,500
北河内	守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、門真市、四條畷市、交野市	1,158,727	177	6,534
中河内	八尾市、柏原市、東大阪市	839,315	129	6,515
南河内	富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村	609,014	290	2,100
堺市	堺市	837,603	150	5,591
泉州	岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、高石市、泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町	902,293	445	2,028
大阪市	大阪市	2,702,033	225	11,998

出典 面積：国土交通省「国土地理院」、人口・人口密度：大阪府総務部「大阪府の推計人口」

(2) 大阪府保健医療協議会

○各二次医療圏において、保健医療の向上を図るために必要な事項について調査審議するため、大阪府附属機関条例により、大阪府保健医療協議会を設置しています。

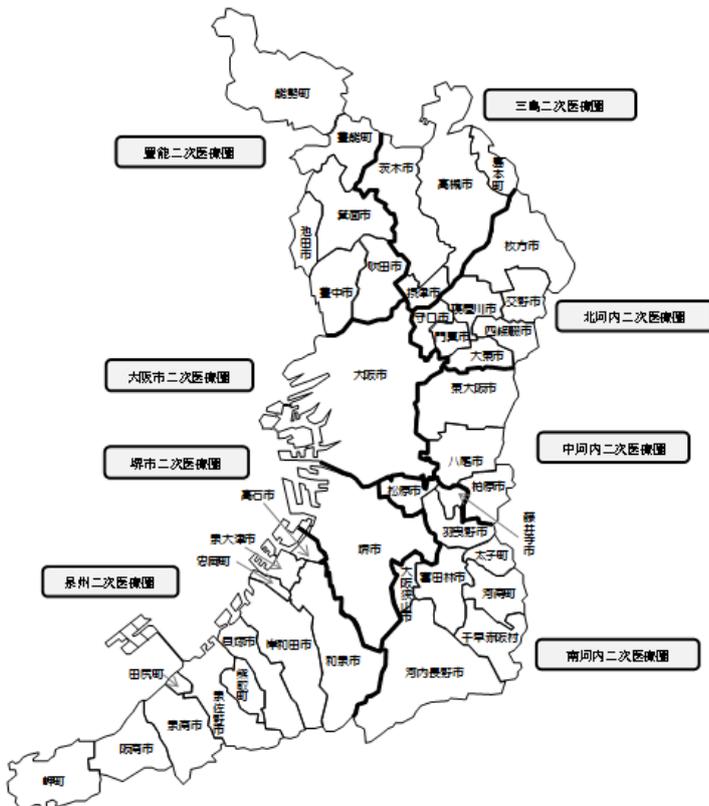
○大阪府保健医療協議会は、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、病院団体、医療機関、市町村等幅広い関係者で構成されています。

○なお、大阪市二次医療圏については、医療機関及び関係者が多数にわたるため、より詳細な調査審議を行うことができるよう、4つの基本保健医療圏を設定し、基本保健医療圏ごとにも大阪府保健医療協議会を設置しています。

図表 2-1-3 大阪府保健医療協議会

二次医療圏	協議会名
豊能	大阪府豊能保健医療協議会
三島	大阪府三島保健医療協議会
北河内	大阪府北河内保健医療協議会
中河内	大阪府中河内保健医療協議会
南河内	大阪府南河内保健医療協議会
堺市	大阪府堺市保健医療協議会
泉州	大阪府泉州保健医療協議会
大阪市	大阪府大阪市保健医療連絡協議会
北部基本保健医療圏 (都島区、東淀川区、旭区、淀川区、北区)	大阪府大阪市北部保健医療協議会
西部基本保健医療圏 (福島区、此花区、西区、港区、大正区、西淀川区)	大阪府大阪市西部保健医療協議会
東部基本保健医療圏 (天王寺区、浪速区、東成区、生野区、城東区、鶴見区、中央区)	大阪府大阪市東部保健医療協議会
南部基本保健医療圏 (阿倍野区、住吉区、東住吉区、西成区、住之江区、平野区)	大阪府大阪市南部保健医療協議会

図表 2-1-4 二次医療圏の設定



図表 2-1-5 大阪市基本保健医療圏の設定



第2節 人口

1. 総人口・人口構成

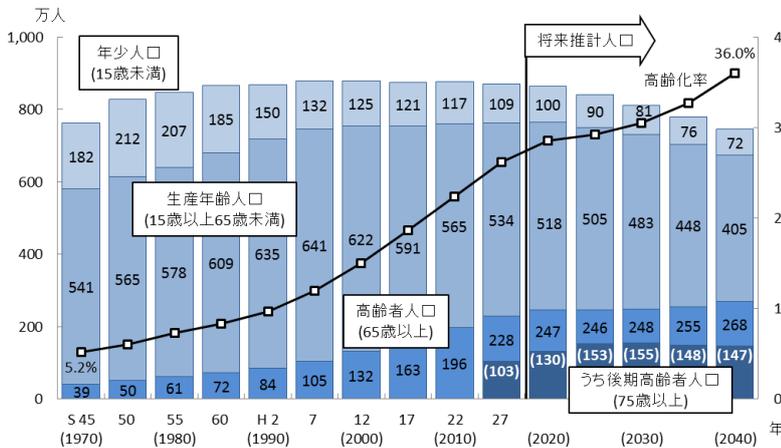
○大阪府の人口は、平成 27 年には 8,839,469 人で、平成 22 年と比べると 25,776 人、率にして 0.29%の減少となり、昭和 22 年以降、68 年ぶりに減少に転じました。

○今後も総人口の減少が見込まれる中、高齢者、とりわけ 75 歳以上の後期高齢者人口は、平成 27 (2015) 年の約 103 万人が、2025 年には約 153 万人となり、高齢化率は上昇の一途をたどると予測されています。

2. 世帯数

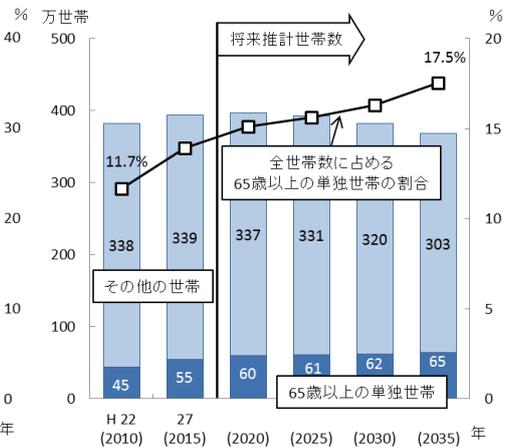
○大阪府の総世帯数は、平成 27 (2015) 年には 3,935,214 世帯で、平成 22 (2010) 年と比べると 112,031 世帯、率にして 2.9%増加しています。特に、65 歳以上の単独世帯数は、2025 年には約 61 万世帯、全世帯数に占める割合が 15.6%となり、全国(13.4%)と比較しても割合が高くなることが予測されています。

図表 2-2-1 人口と人口構成



出典 総務省「国勢調査」、
国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

図表 2-2-2 世帯数



出典 国立社会保障・人口問題研究所
「日本の世帯数の将来推計」

第3節 人口動態

1. 出生と死亡

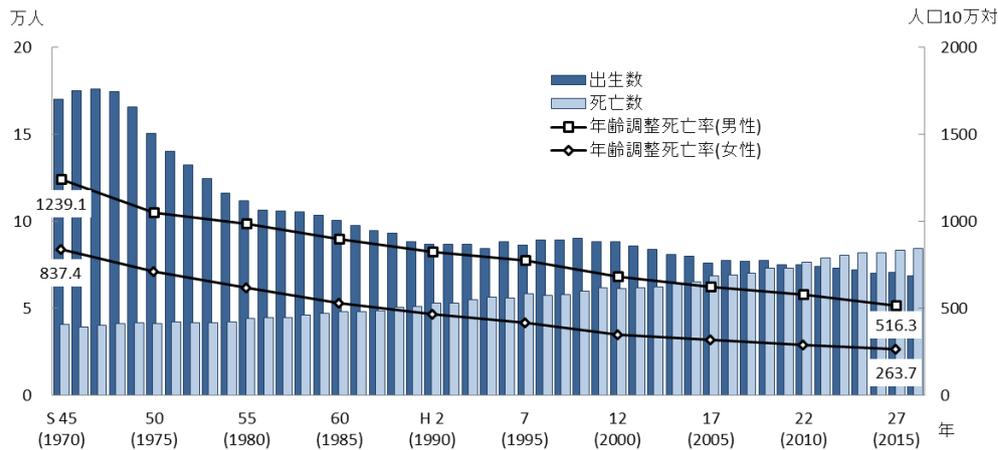
【出生数と死亡数】

○大阪府の平成28年の出生数は68,816人であり、前年比1,780人減少となり、平成10年から緩やかな減少傾向が続き、ピークだった昭和47年のおおよそ4割程度の水準になっています。

○一方、平成28年の死亡数は84,390人であり、前年比813人増加となり、高齢化の進展に伴い、緩やかな増加傾向が続いています。

○平成22年には、はじめて出生数を死亡数が上回り、その後、その差は拡大しています。

図表 2-3-1 出生数と死亡数



出典 厚生労働省「人口動態統計」、総務省「日本の統計」

【二次医療圏別出生率と死亡率】

○府内の二次医療圏別の人口千対出生率・死亡率は、豊能二次医療圏においてのみ出生率が死亡率を上回っており、その他の二次医療圏においては、死亡率が出生率を上回っています。

図表 2-3-2 二次医療圏別出生率と死亡率(平成28年)



出典 厚生労働省「人口動態統計」

※「人口千対」算出に用いた人口は、大阪府総務部「大阪府の推計人口(平成26年10月1日現在)」

(1) 出生について

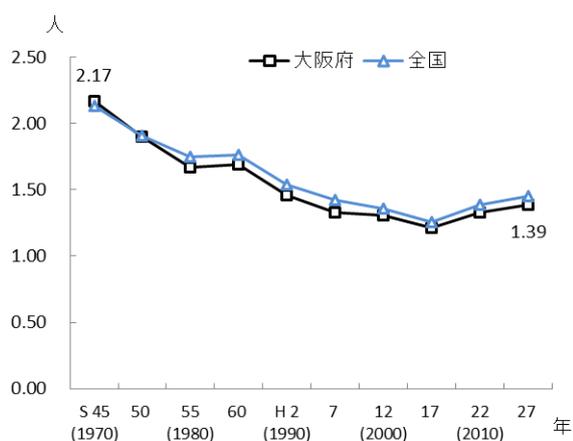
【合計特殊出生率^{注1}】

○大阪府の合計特殊出生率をみると、昭和45年から減少傾向にありましたが、平成17年を以降は増加傾向にあり、平成28年には1.37人（全国1.44人）となっています。

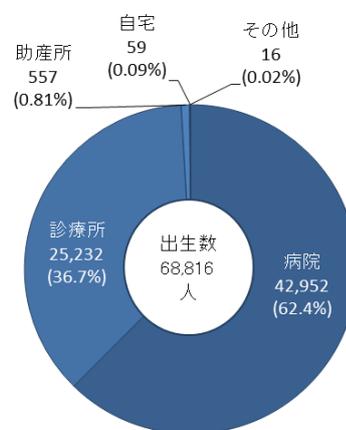
【出生場所】

○大阪府における出生場所別での出生の状況をみると、平成28年には病院での出生が62.4%、診療所での出生が36.7%を占めています。

図表 2-3-3 合計特殊出生率



図表 2-3-4 出生の場所別にみた出生数(平成28年)

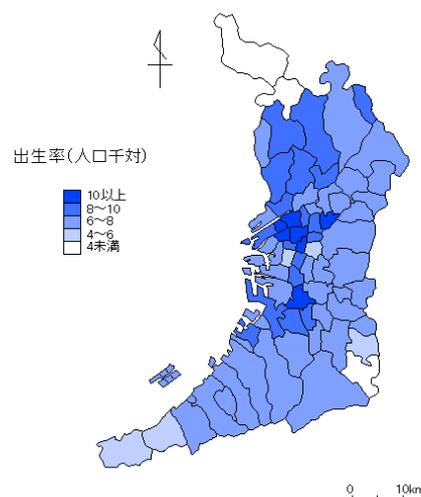


出典 厚生労働省「人口動態統計」

【市区町村別の出生率】

○市区町村別に人口千対の出生率をみると、平成28年は、大阪市西区が13.1と最も高く、次いで大阪市福島区が11.0、大阪市中央区と堺市北区が10.9となっています。

図表 2-3-5 市区町村別にみた出生率



出典 厚生労働省「人口動態統計」

※「人口10万人対」算出に用いた人口は、総務省「国勢調査(平成27年10月1日現在)」

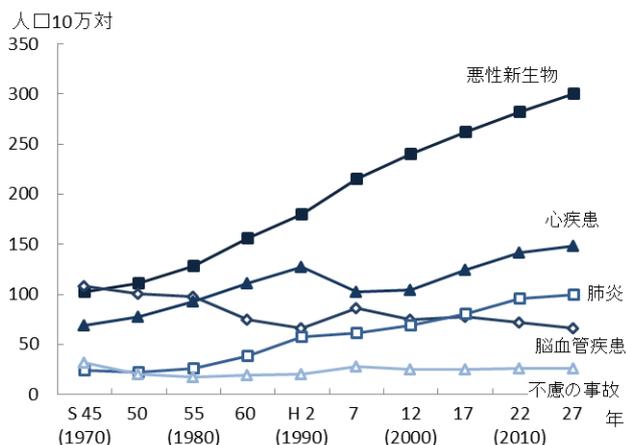
注1 合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子ども数に相当します。

(2) 死亡について

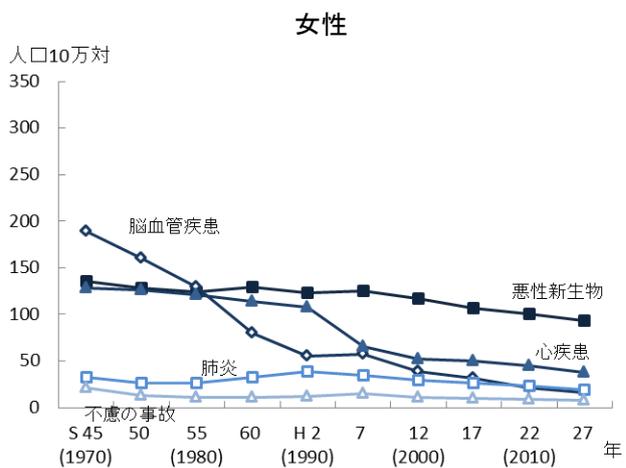
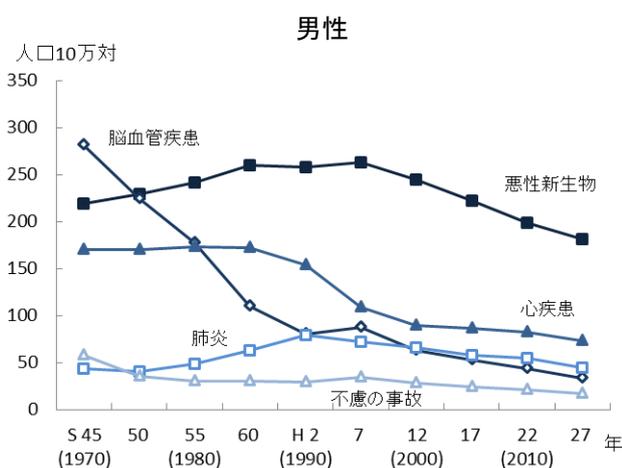
【主要死因別死亡率と年齢調整死亡率^{注1}】

○大阪府の主要死因別死亡率をみると、平成 27 年には、悪性新生物が最も多く、次いで、心疾患、肺炎の順となっています。性別による主要死因別年齢調整死亡率もほぼ同じ傾向ですが、男性の悪性新生物による死亡率は女性を上回っています。

図表 2-3-6 主要死因別死亡率



図表 2-3-7 主要死因別年齢調整死亡率



出典 厚生労働省「人口動態統計」

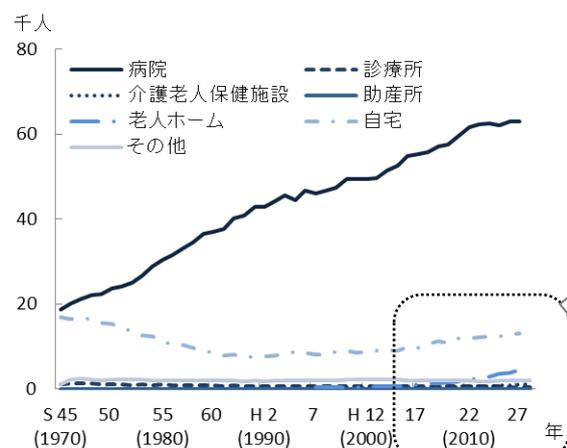
【死亡場所】

○大阪府における死亡場所別での死亡の状況を見ると、昭和 45 年には病院と自宅が概ね半数を占めたのに対して、平成 28 年には病院での死亡が約 75%、自宅での死亡が約 15%を占めています。

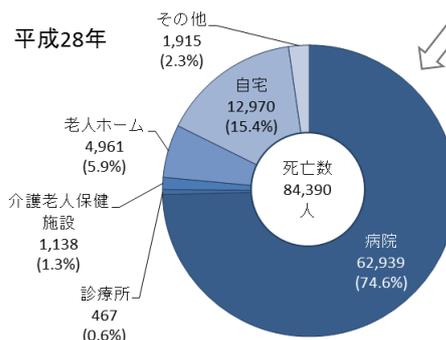
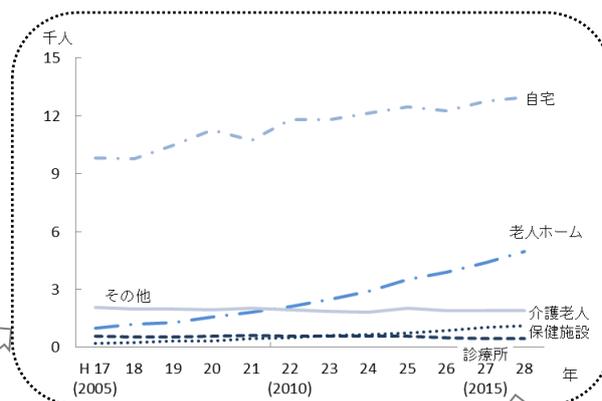
○なお、自宅での死亡については、昭和 45 年から減少傾向にありましたが、平成元年以降は増加傾向にあります。

注1 年齢調整死亡率：人口構成の異なる集団間での死亡率を比較するために、年齢階級別死亡率を一定の基準人口（昭和 60 年モデル人口）にあてはめて算出した指標です。

図表 2-3-8 死亡の場所別にみた年次別死亡数



※平成6年までは老人ホームでの死亡は、自宅又はその他に含まれる。



出典 厚生労働省「人口動態統計」

(3) 死因の特定について

【死亡診断書(死体検案書)の意義と死因調査体制】

○死亡診断書(死体検案書)は、人の死亡に関する厳粛な医学的・法律的証明であり、死亡者本人の死亡に至るまでの過程を可能な限り詳細に表すものです。したがって、死亡診断書(死体検案書)の作成にあたっては、死亡に関する医学的、客観的な事実を確実に記入することが求められます。

○死亡診断書(死体検案書)を基に作成される死因統計は国民の保健・医療・福祉に関する行政の重要な基礎資料として、また医学研究をはじめとした各分野においても貴重な資料となっています。

○死亡診断書(死体検案書)は、上記のような重要な意義を持っており、医師、歯科医師にはその作成交付が、法律によって義務づけられています。

○死亡者のうち通報及び医師により届出のあった異状死^{注1}は犯罪性の有無のために検視官^{注2}が現場に赴き、死体調査を行います。非犯罪性の場合、医師による検案^{注3}が行われ、死因が特定されます。死体検案書にはこの死因が記載されます。

【大阪府の死因調査体制の現状と今後の予測】

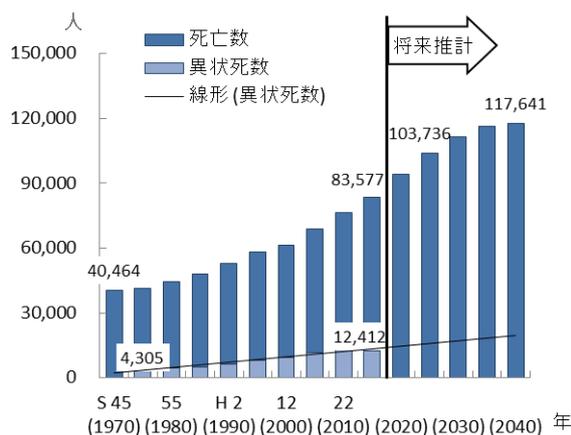
○大阪府の死亡総数は、毎年増加傾向にあり、将来においてもさらに増加が予測されており、2025年には10万人を超えると推測されています。

○通報及び医師による届出を受けた異状死体のうち、犯罪性がないと認められたものは、「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」により、警察署長が死因や身元等の調査を行います。

○検案については、大阪市内は「死体解剖保存法」第8条の規定により、その死因を明らかにするために監察医事務所が設置されており、監察医が検案を行います。大阪市以外の府域では、医師（主に警察医）が検案を行います。

○大阪府における平成27年の異状死体数は12,412体で、今後高齢者の単独世帯の増加や、死亡総数の増加に伴い、異状死体としての届出の増加も予測され、すべての府民に対し、正確かつ適切な死因を特定することができる体制の整備が求められます。

図表 2-3-9 死亡者数と異状死数



出典 大阪府「大阪府警察本部」
大阪府「大阪府の将来推計人口の点検について」

注1 異状死：医師法21条において、「医師は、死体又は妊娠4ヶ月以上の死産児を検査して異状があると認めるときは、24時間以内に所轄警察署に届け出なければならない」と規定されています。

注2 検視官：検視官とは警部以上の階級にて刑事経験のある警察官で、東京にある警察大学校において法医に関する研修（2か月）を終了し検視調査課に配属された者をいいます。

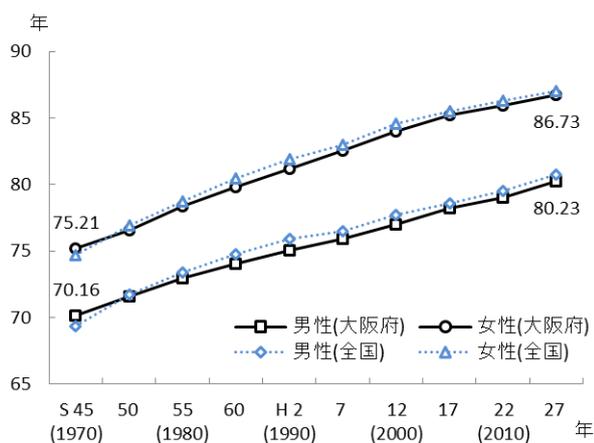
注3 検案：医師が死体を外表から検査し、死亡時、死体発見時の状況や既往歴を踏まえた上で、死因等を判断することをいいます。なお検案により死因が判明しない場合等には解剖を実施する場合もあります。

2. 平均寿命・健康寿命

○大阪府における平均寿命^{注1}は、平成27年には男性80.23年（全国第38位）、女性86.73年（全国第38位）であり、昭和45年と比較すると男女ともに10年近く延びています。

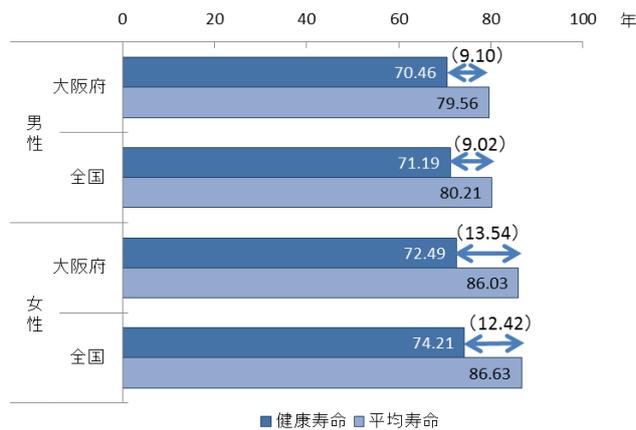
○大阪府における健康寿命^{注2}は、平成25年には男性70.46年、女性72.49年となっており、平均寿命と健康寿命の間には、大阪府の男性で約9年、女性で約13年の差があります。

図表 2-3-10 平均寿命



出典 厚生労働省「完全生命表」「都道府県別生命表」

図表 2-3-11 健康寿命(平成25年)



出典 大阪府「第2次大阪府健康増進計画最終評価書」

注1 平均寿命：0歳時点の平均余命（その時点以降の集団全体として「何歳まで生きられるかの平均的な年数」）のことです。

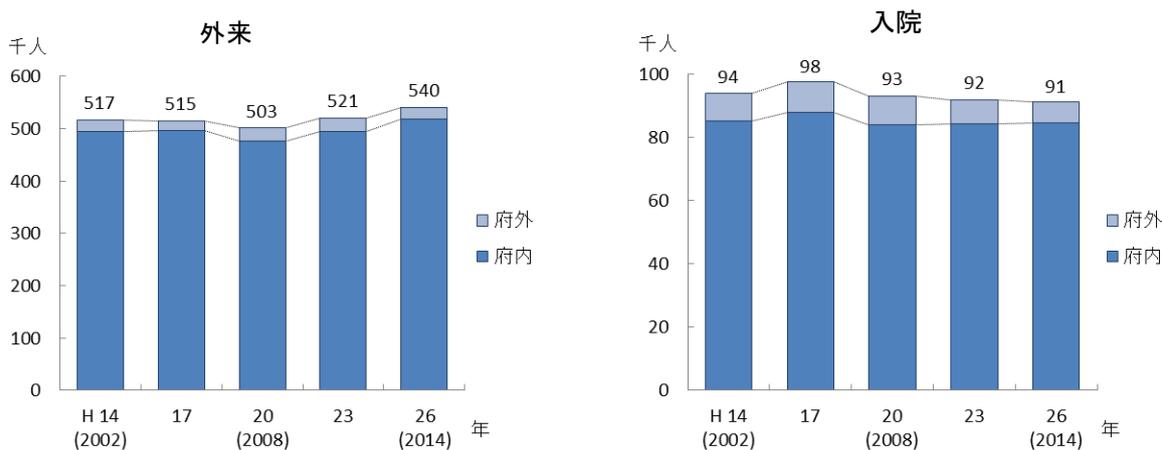
注2 健康寿命：「健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる範囲」と定義されています。

第4節 府民の受療状況

1. 外来・入院患者数

○平成26年の大阪府内の医療機関を受診した推計患者総数（調査日当日の推計数^{注1}）は、外来約540,300人（うち府内に住所を有する患者数：約517,600人）、入院約91,200人（同：約84,600人）であり、外来患者数は増加傾向にあります。

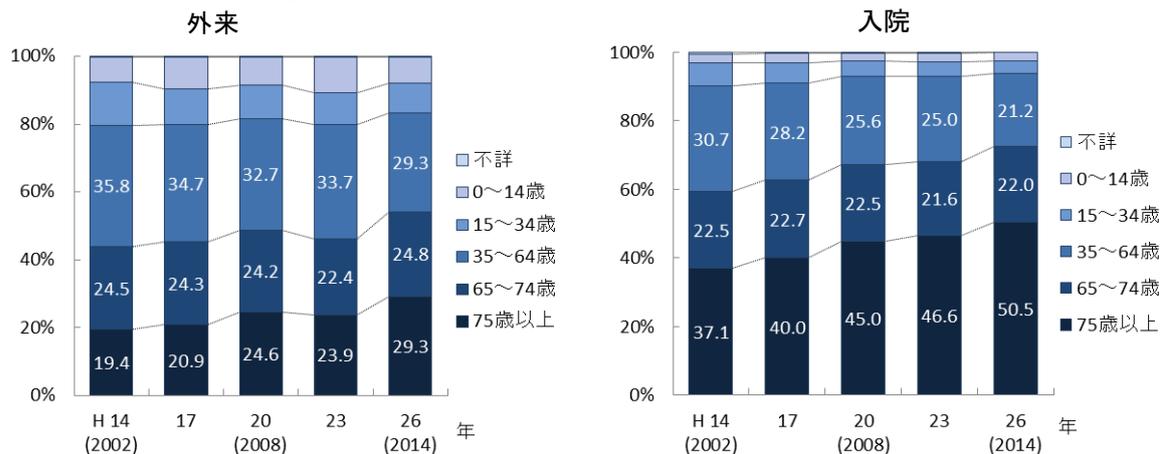
図表 2-4-1 患者数



出典 厚生労働省「患者調査」

○平成26年の大阪府における65歳以上の受療患者については、外来54.1%、入院72.5%とともに増加しています。

図表 2-4-2 年齢階級別推計患者割合



出典 厚生労働省「患者調査」

注1 調査日当日の推計数（厚生労働省「患者調査」）：病院については、平成26年10月21日（火）～23日（木）の3日間のうち病院ごとに指定した1日、診療所については、平成26年10月21日（火）、22日（水）、24日（金）の3日間のうち診療所ごとに指定した1日の患者数から推計した数になります。

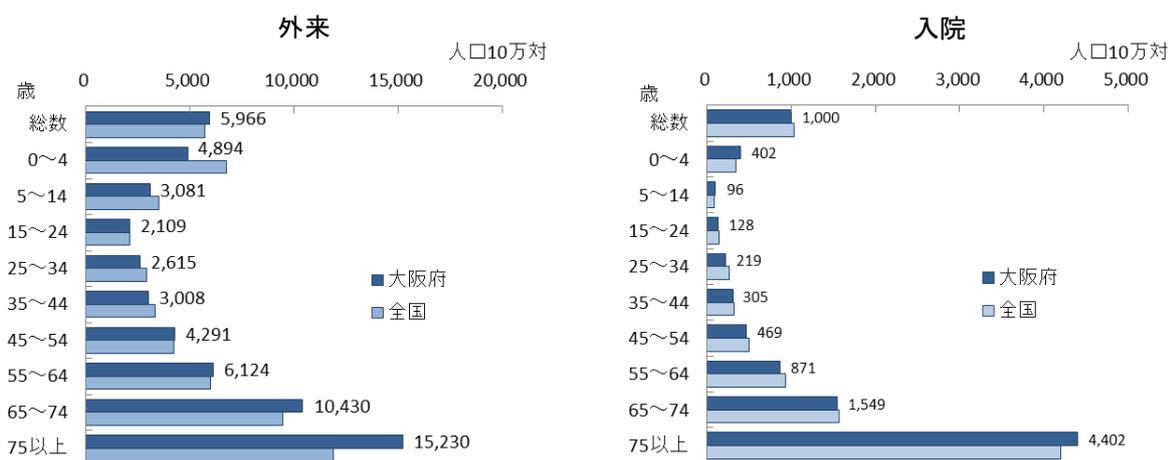
2. 年齢階級別受療率

○大阪府に住所を有する患者の受療率^{注1}（人口10万人対）は、外来受療率については、大阪府が5,966と全国の5,696を上回っていますが、入院受療率については、大阪府が1,000であり全国の1,038を下回っています。

○大阪府の外来受療率は、65歳以上の高齢者において、全国より値が高くなっています。

○なお、性別でみると、男性6,178（外来5,239、入院939）、女性7,700（外来6,644、入院1,056）となっており、受療率は、入院患者、外来患者ともに女性が高くなっています。

図表 2-4-3 年齢階級別受療率（平成26年）



出典 厚生労働省「患者調査」

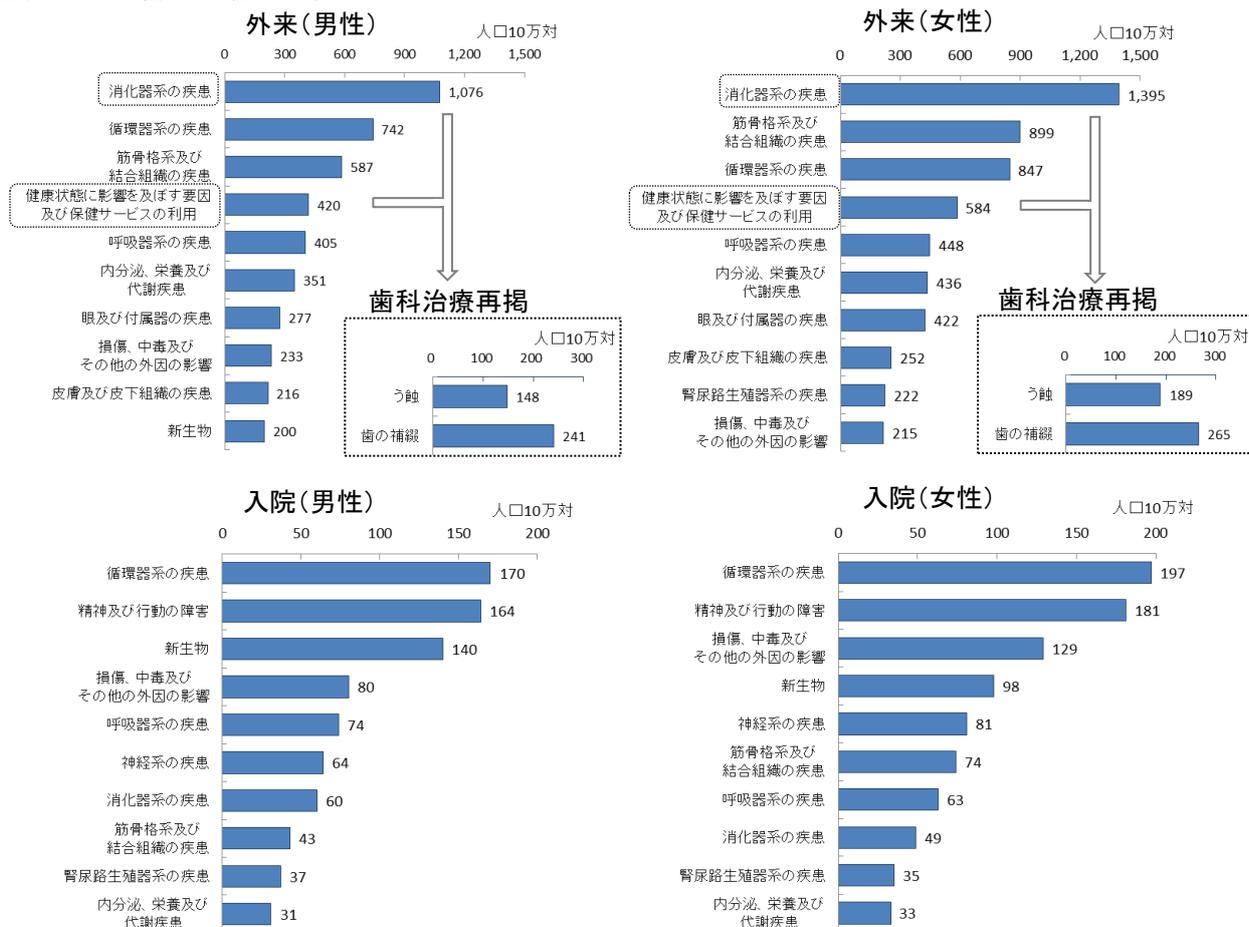
3. 傷病分類別受療率

○傷病分類別にみると、外来については、男性は消化器系の疾患、循環器系の疾患による受療率が高く、女性は消化器系の疾患、筋骨格系及び結合組織の疾患による受療率が高くなっています。

○入院については、男女ともに循環器系の疾患、精神及び行動の障害による受療率が高くなっています。

注1 受療率：ある特定の日に疾病治療のために、すべての医療施設に入院あるいは通院、又は往診を受けた患者数と人口10万人との比率を「受療率」といいます。

図表 2-4-4 傷病分類別受療率(平成 26 年)



出典 厚生労働省「患者調査」

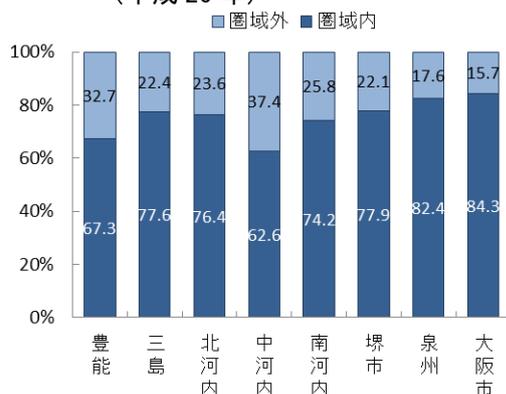
4. 一般病床及び療養病床の患者受療動向

(2014 年度 国保・後期高齢者レセプト)

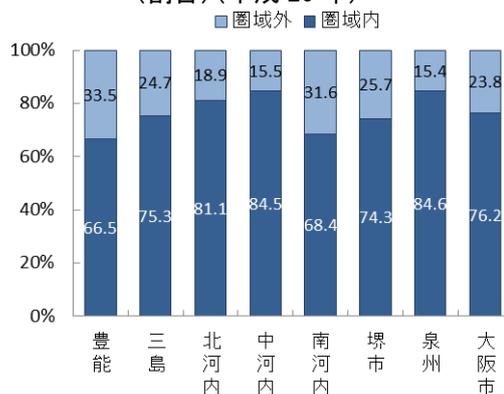
○各二次医療圏での府民の他圏域への流出割合は、15%から 40%程度となっています。

○各二次医療圏の医療機関における入院患者の住所別内訳を見ると、圏域内に住所を要する者の割合は、65%から 85 %程度となっています。

図表 2-4-5 患者の入院先医療機関の所在地(割合)(平成 26 年)



図表 2-4-6 医療機関の入院患者の住所地別内訳(割合)(平成 26 年)



出典 厚生労働省「患者調査(データブック Disk1)」

【救急搬送による入院】

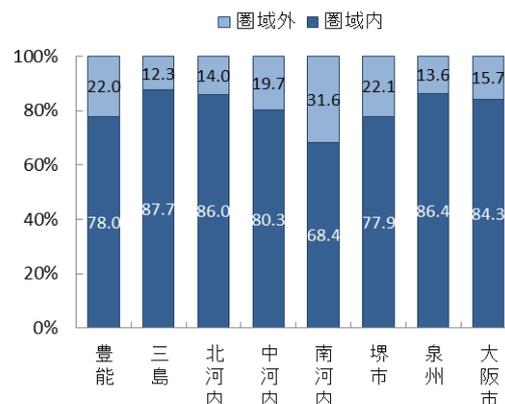
○各二次医療圏での府民の救急搬送による他圏域への流出割合は、10%から40%程度となっています。

○各二次医療圏の医療機関における入院患者の住所別内訳を見ると、圏域内に住所を要する者の割合は、70%から90%程度となっています。

図表 2-4-7 患者の入院先医療機関の所在地(割合)
(平成26年)



図表 2-4-8 医療機関の入院患者の住所別内訳(割合)(平成26年)



出典 厚生労働省「患者調査(データブック Disk1)」

【回復期リハビリテーション病棟への入院】

○各二次医療圏における回復期リハビリテーション病棟への入院での府民の他圏域への流出割合は、10%から35%程度となっています。

○各二次医療圏の医療機関における入院患者の住所別内訳を見ると、圏域内に住所を要する者の割合は、75%から95%程度となっています。

図表 2-4-9 患者の入院先医療機関の所在地(割合)
(平成26年)



図表 2-4-10 医療機関の入院患者の住所別内訳(割合)(平成26年)

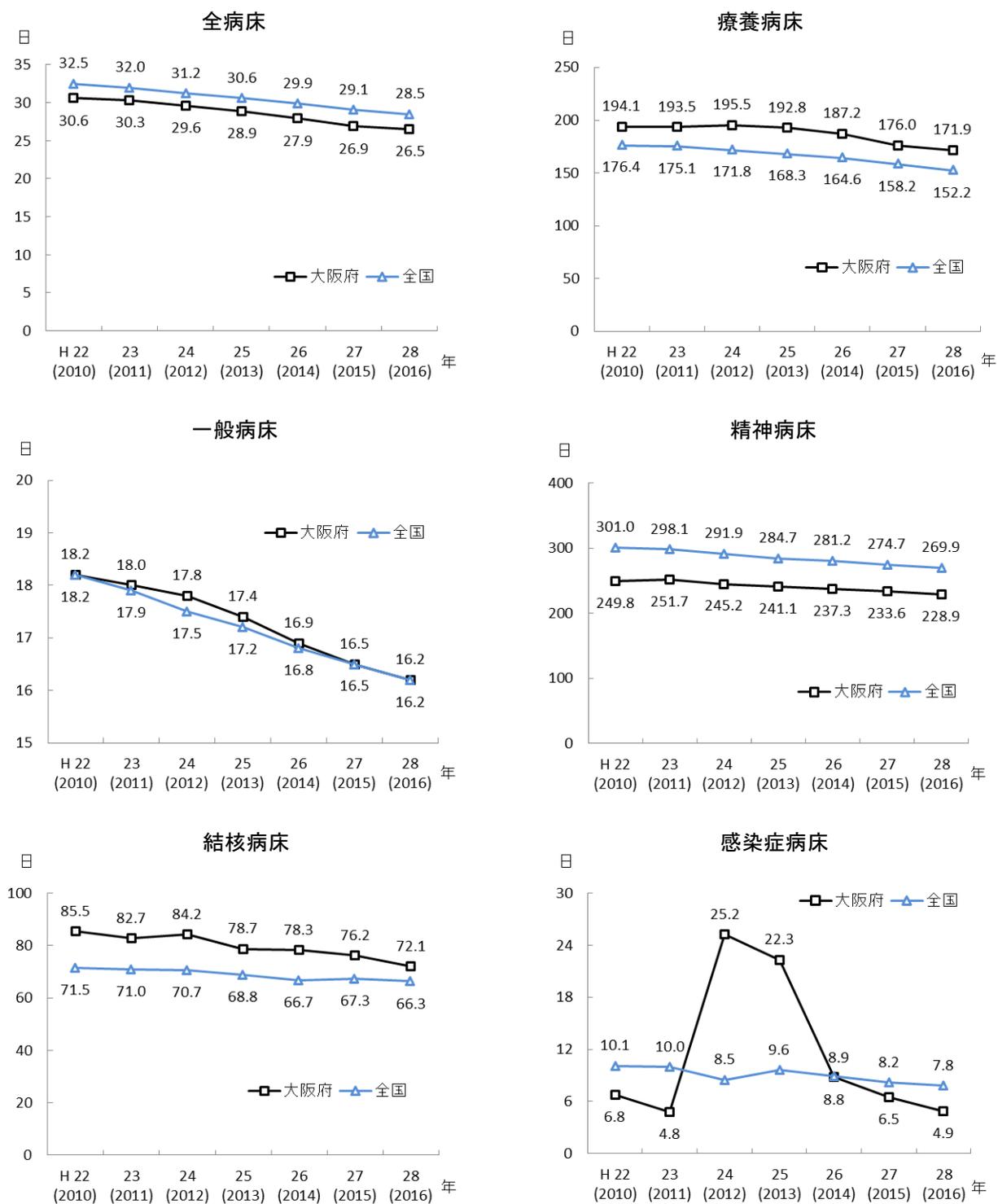


出典 厚生労働省「患者調査(データブック Disk1)」

5. 平均在院日数

○大阪府における平均在院日数は、年々短縮されていますが、療養病床や結核病床において、全国よりも長くなっています。

図表 2-4-11 病床の種類別にみた平均在院日数



出典 厚生労働省「病院報告」

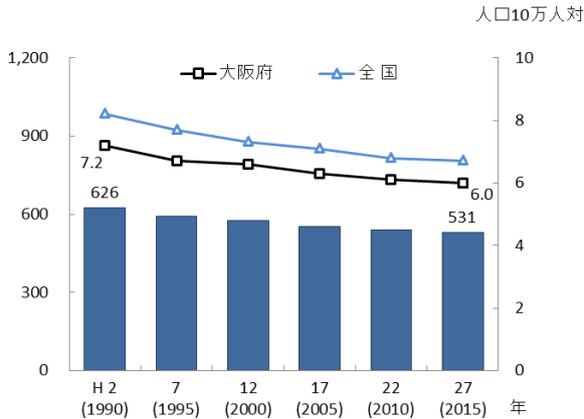
第5節 医療提供体制

1. 病院

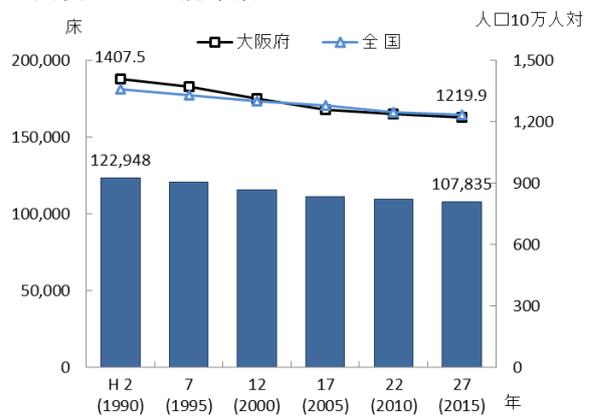
【病院数と病床数の推移】

○平成28年10月1日現在の大阪府における病院数は523施設、病床数は107,005床であり、人口10万人対で見ると、病院数は全国平均を下回っていますが、病床数は全国平均と大きな差異は認められません。

図表 2-5-1 病院数



図表 2-5-2 病床数



出典 厚生労働省「医療施設動態調査」

○府内における病院を種類別にみると、一般病院^{注1}が483施設（全病院数の92.4%）、人口10万人対5.5（全国5.8）となっています。また、精神科病院^{注2}は40施設（全病院数の7.6%）で、人口10万人対0.5（全国0.8）となっています。

図表 2-5-3 二次医療圏別病院数(平成28年)

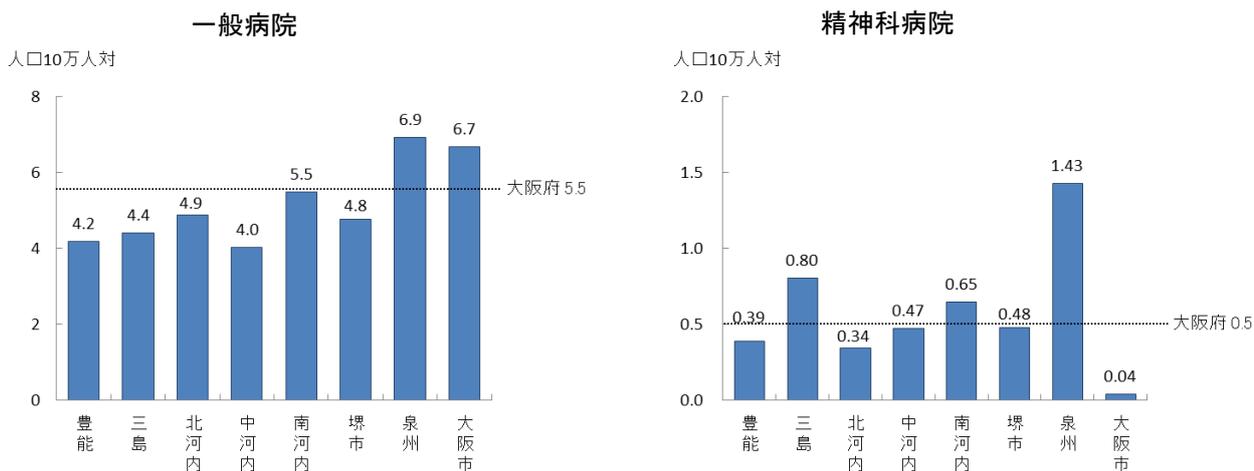
二次医療圏	一般病院数	精神科病院数
豊能	43	4
三島	33	6
北河内	57	4
中河内	34	4
南河内	34	4
堺市	40	4
泉州	63	13
大阪市	179	1
大阪府	483	40

出典 厚生労働省「医療施設動態調査」

注1 一般病院：精神科病院以外の病院（平成10年までは伝染病院、平成24年までは結核診療所も除きます。）をいいます。

注2 精神科病院：精神病床のみを有する病院をいいます。

図表 2-5-4 人口 10 万人対の二次医療圏別病院数(平成 28 年)



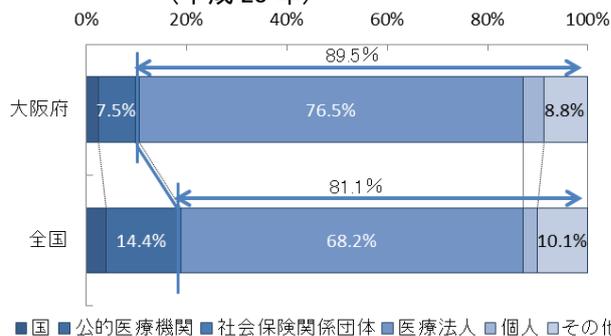
出典 厚生労働省「医療施設動態調査」

※「人口 10 万人対」算出に用いた人口は、大阪府総務部「大阪府の推計人口（平成 26 年 10 月 1 日現在）」

【開設者^{注1}別にみた病院の構成割合】

○医療施設調査によると、大阪府は 523 病院のうち、国と公的医療機関以外の医療法人等が占める割合は 89.5%となっており、全国（81.1%）よりも高い割合となっています。

図表 2-5-5 開設者別にみた病院の構成割合(平成 28 年)

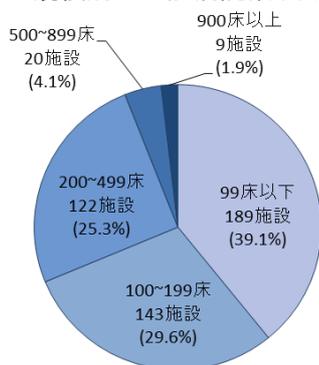


出典 厚生労働省「医療施設動態調査」

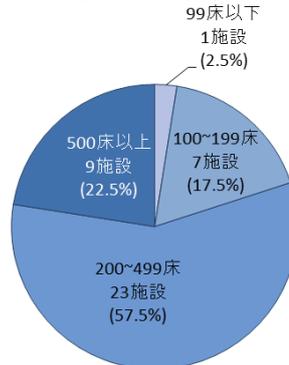
【規模別の病院数】

○一般病院は 200 床以上の病院が約 30%、500 床以上の病院が約 6%を占めています。

図表 2-5-6 規模別の一般病院数(平成 28 年)



図表 2-5-7 規模別の精神科病院数(平成 28 年)



出典 厚生労働省「医療施設動態調査」

注1 開設者の分類：国（厚生労働省、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人、独立行政法人労働者健康福祉機構、国立高度専門医療研究センター、独立行政法人地域医療機能推進機構、その他（国の機関））、公的医療機関（都道府県、市町村、地方独立行政法人、日赤、済生会、北海道社会事業協会、厚生連、国民健康保険団体連合会）、社会保険関係団体（健康保険組合及びその連合会、共済組合及びその連合会、国民健康保険組合）、医療法人、個人、その他（公益法人、私立学校法人、社会福祉法人、医療生協、会社、その他の法人）

【種類別病床数】

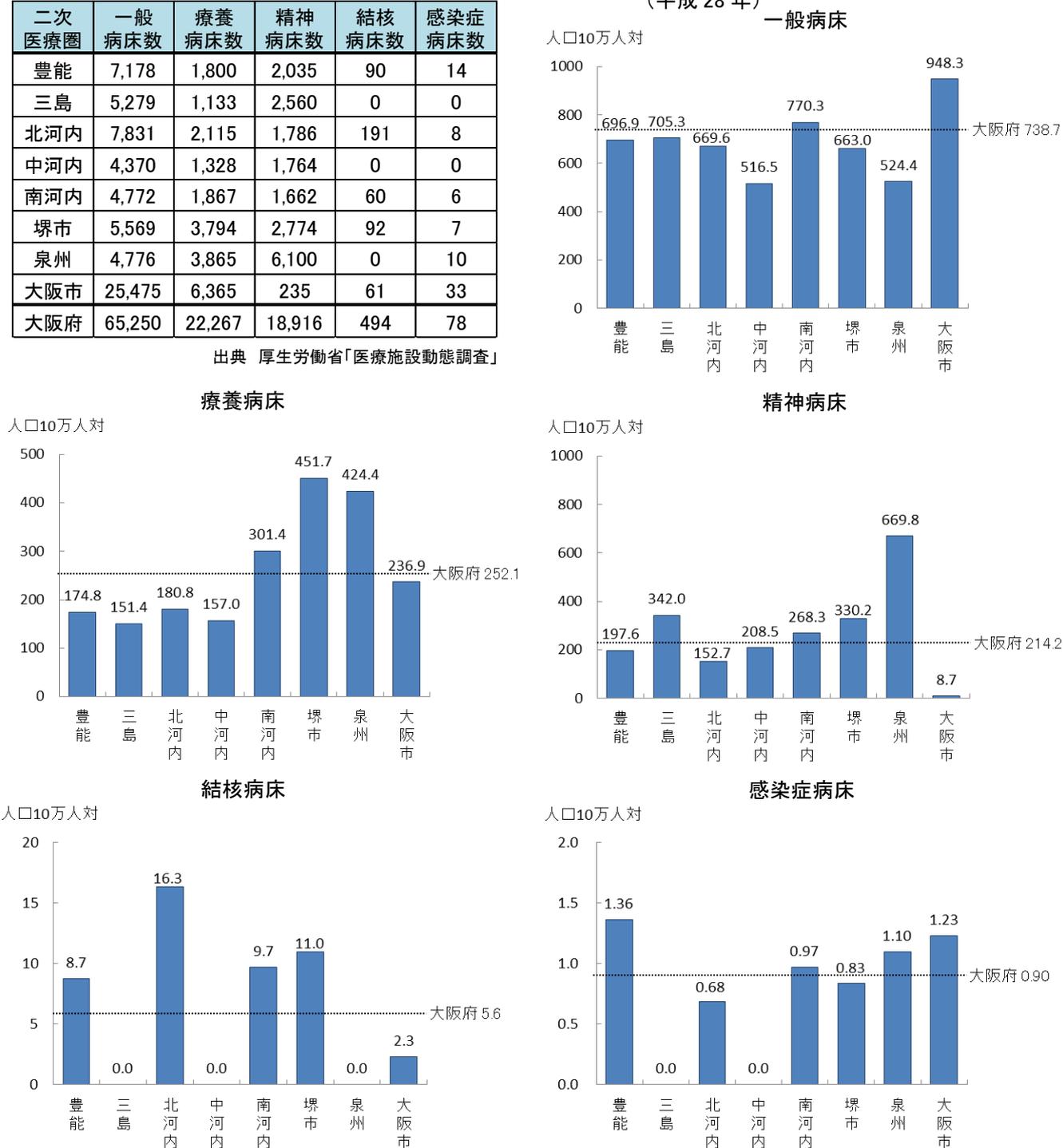
○府内における種類別の病床数（病床の種類は第3章「基準病床」参照）を人口10万人対で見ると、一般病床数は738.7（全国702.3）、療養病床数は252.1（同258.5）、精神病床数は214.2（同263.3）、結核病床数は5.6（同4.2）、感染症病床数は0.9（同1.5）となっています。

図表 2-5-8 二次医療圏別病床数(平成28年)

二次医療圏	一般病床数	療養病床数	精神病床数	結核病床数	感染症病床数
豊能	7,178	1,800	2,035	90	14
三島	5,279	1,133	2,560	0	0
北河内	7,831	2,115	1,786	191	8
中河内	4,370	1,328	1,764	0	0
南河内	4,772	1,867	1,662	60	6
堺市	5,569	3,794	2,774	92	7
泉州	4,776	3,865	6,100	0	10
大阪市	25,475	6,365	235	61	33
大阪府	65,250	22,267	18,916	494	78

出典 厚生労働省「医療施設動態調査」

図表 2-5-9 人口10万人対の二次医療圏別病床数(平成28年)



出典 厚生労働省「医療施設動態調査」

※「人口10万人対」算出に用いた人口は、大阪府総務部「大阪府の推計人口（平成26年10月1日現在）」

【一般病床・療養病床の入院基本料別病床数】

○平成 28 年度の病床機能報告における一般病床・療養病床の入院基本料別の病床数をみると、一般病棟 7 対 1 が 28,569 床と最も多くなっています。

図表 2-5-10 一般病床・療養病床の入院基本料別病床数(平成 28 年度)



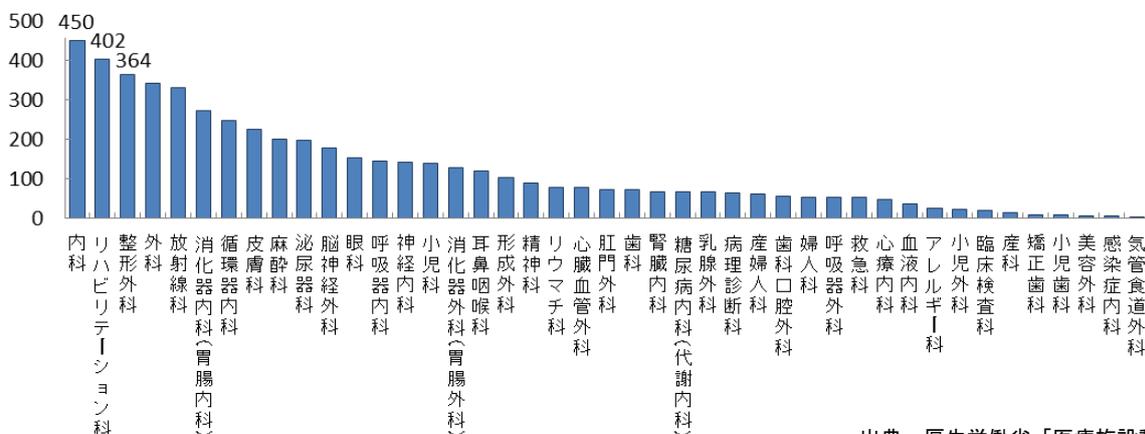
※救命救急入院料・特定集中治療室管理料等：救命救急入院料、特定集中治療室管理料、ハイケアユニット入院医療管理料、脳卒中ケアユニット入院医療管理料、小児特定集中治療室管理料、新生児特定集中治療室管理料、総合周産期特定集中治療室管理料、新生児治療回復室入院医療管理料
 特定機能病院一般病棟入院基本料等：特定機能病院一般病棟入院基本料、専門病院入院基本料
 障害者施設等・特殊疾患病棟入院料：障害者施設等入院基本料、特殊疾患入院医療管理料、特殊疾患病棟入院料

出典 大阪府「病床機能報告」

【診療科目別病院数】

○一般病院の診療科目の標榜状況をみると、「内科」が 450 施設（一般病院の 93.2%）と最も多く、次いで、「リハビリテーション科」402 施設（同 83.2%）、「整形外科」364 施設（同 75.4%）となっています。

図表 2-5-11 一般病院の診療科別にみた病院数(重複計上)(平成 28 年)

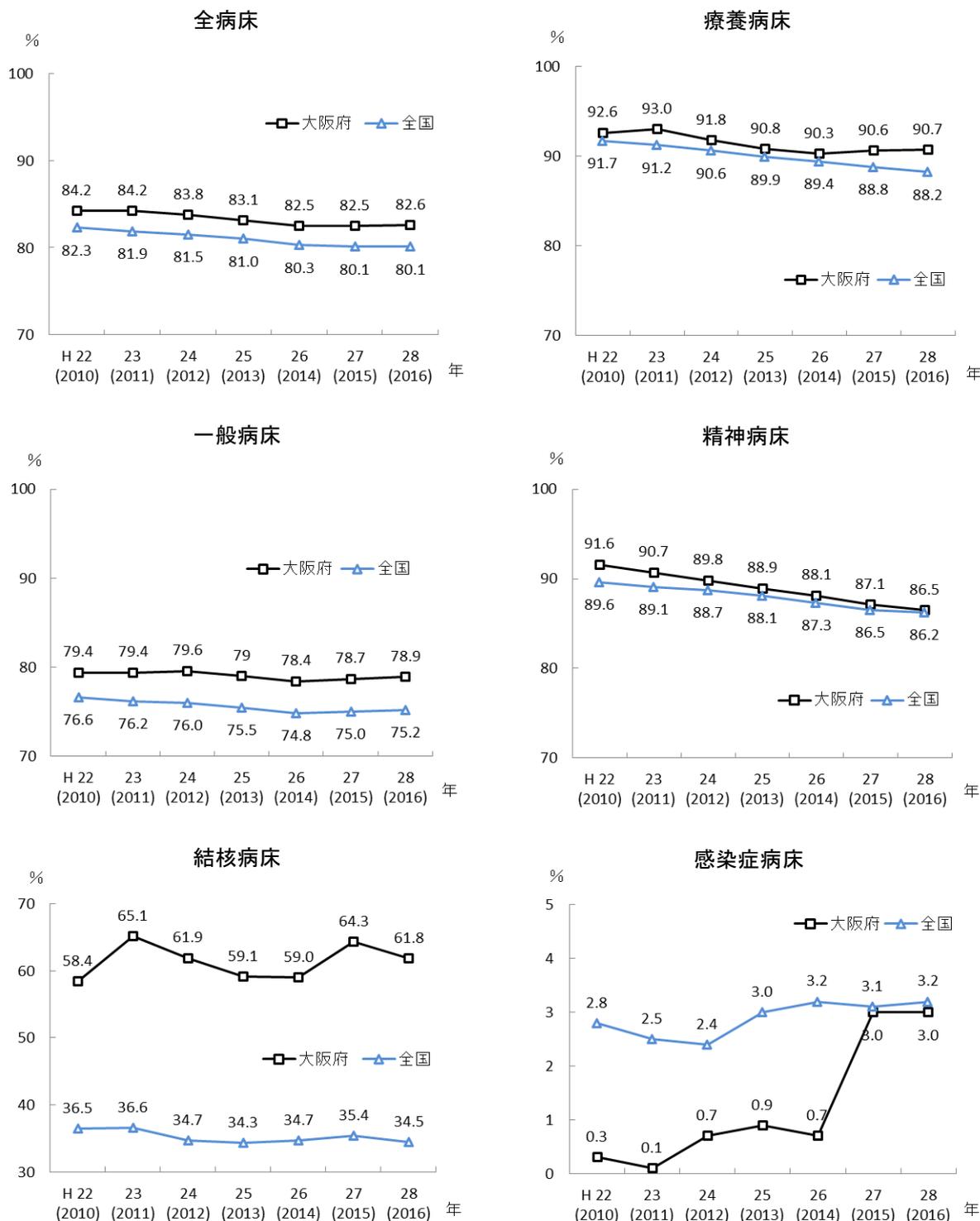


出典 厚生労働省「医療施設動態調査」

【病床利用率】

○大阪府における病床利用率は、感染症病床を除き、全国よりも高くなっています。

図表 2-5-12 病床の種類別にみた病床利用率



出典 厚生労働省「病院報告」

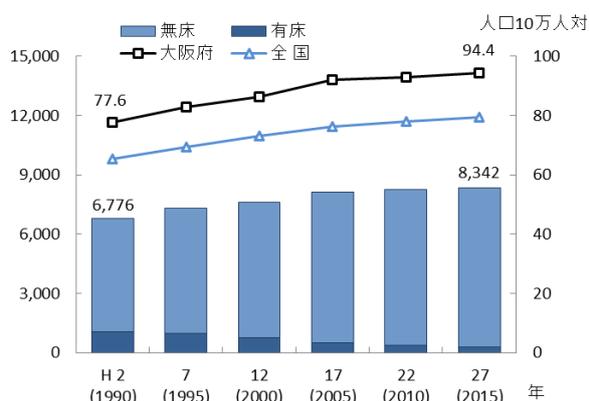
2. 一般診療所

【一般診療所数の推移】

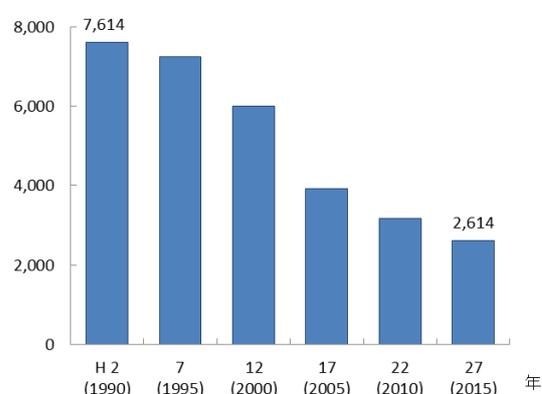
○大阪府における一般診療所数は、平成28年10月1日現在8,387施設で、人口10万人対では95.0（全国80.0）となっています。

○有床診療所は平成28年10月1日現在256施設（全体の3.1%）、総病床数は2,528床となっており、有床診療所数は減少傾向にあります。

図表 2-5-13 一般診療所数



図表 2-5-14 一般診療所病床数

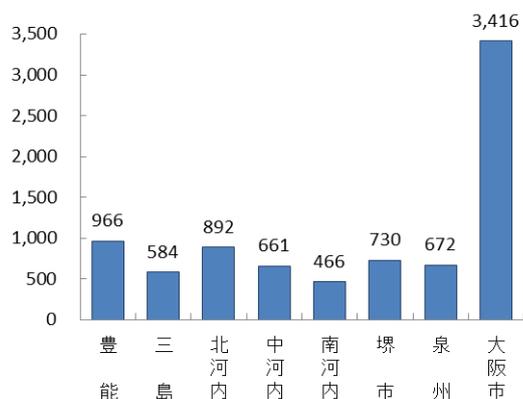


出典 厚生労働省「医療施設動態調査」

【二次医療圏別一般診療所数】

○人口10万人対一般診療所数を二次医療圏別にみると、大阪市二次医療圏は府平均95.0を大きく上回っており、圏域間に差が認められています。

図表 2-5-15 二次医療圏別一般診療所数 (平成28年)



図表 2-5-16 人口10万人対の二次医療圏別一般診療所数 (平成28年)



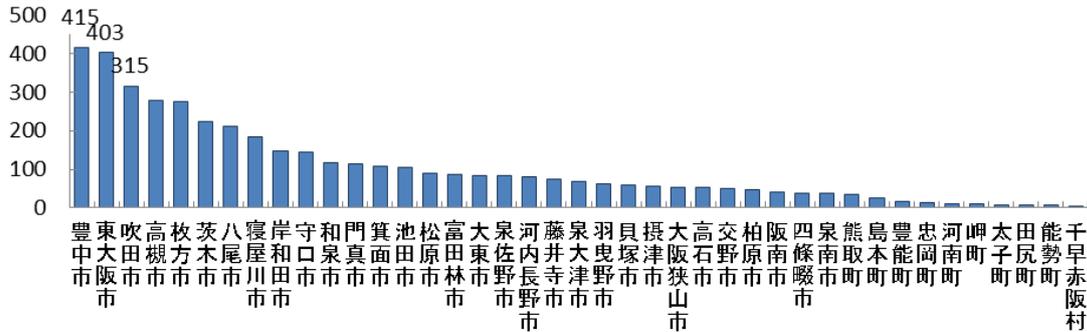
出典 厚生労働省「医療施設動態調査」、総務省「国勢調査」

※「人口10万人対」算出に用いた人口は、大阪府総務部「大阪府の推計人口（平成26年10月1日現在）」

【市町村別一般診療所数】

○市町村別で最も多い市町村は、大阪市（3,416 施設）、最も少ない市町村は、千早赤阪村（5 施設）となっており、府内全ての市町村に、一般診療所が開設されています。

図表 2-5-17 市町村別一般診療所数(平成 28 年)

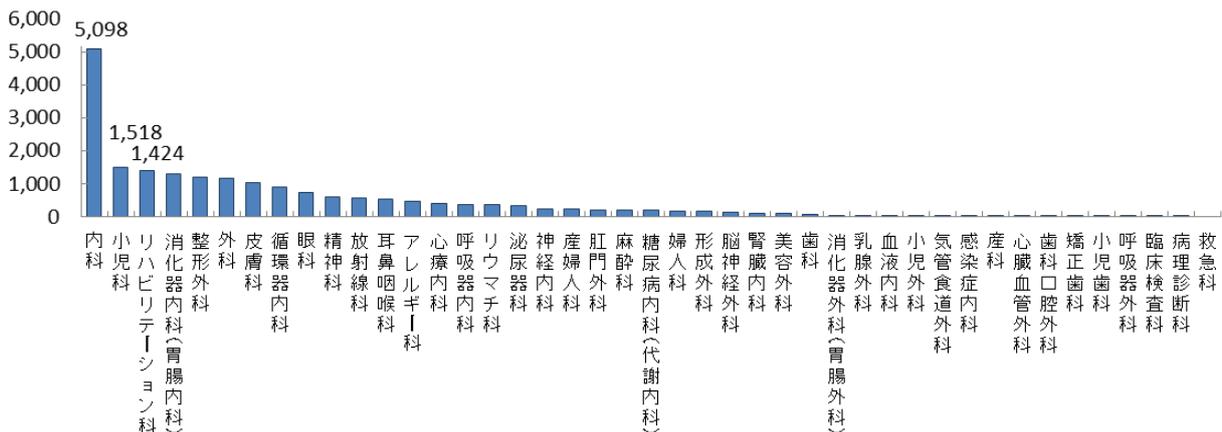


出典 厚生労働省「医療施設動態調査」

【診療科目別一般診療所数】

○一般診療所の診療科目の標榜状況をみると、「内科」が 5,098 施設（一般診療所総数の 61.4%）で最も多く、次いで、「小児科」1,518 施設（同 18.3%）、「リハビリテーション科」1,424 施設（同 17.1%）となっています。

図表 2-5-18 一般診療所の診療科別にみた施設数(重複計上)(平成 26 年)



出典 厚生労働省「医療施設静態・動態調査」

3. 歯科診療所

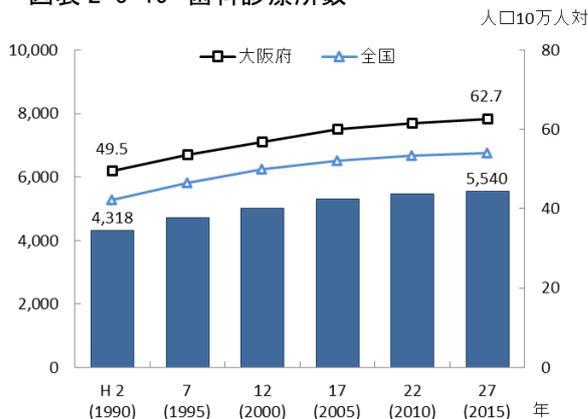
【歯科診療所数の推移】

○大阪府における歯科診療所数は、平成 28 年 10 月 1 日現在 5,553 施設で、人口 10 万人対では 62.9（全国 54.3）となっています。

【二次医療圏別歯科診療所数】

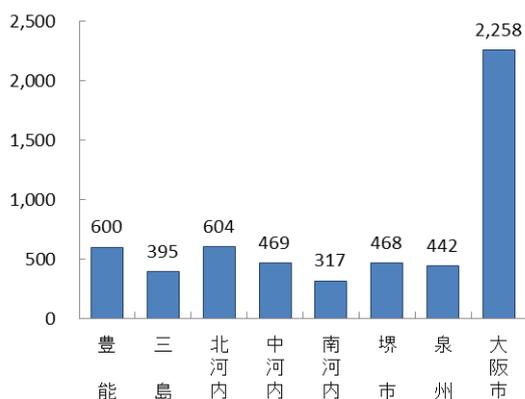
○人口 10 万人対歯科診療所数を二次医療圏別にみると、大阪市二次医療圏は府平均 62.9 を大きく上回っており、圏域間に差が認められています。

図表 2-5-19 歯科診療所数



出典 厚生労働省「医療施設動態調査」

図表 2-5-20 二次医療圏別歯科診療所数 (平成 28 年)



出典 厚生労働省「医療施設動態調査」、総務省「国勢調査」

※「人口 10 万人対」算出に用いた人口は、大阪府総務部「大阪府の推計人口（平成 26 年 10 月 1 日現在）」

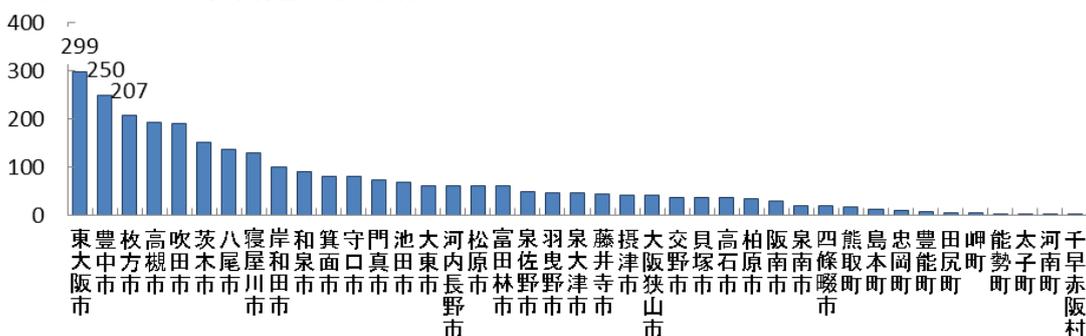
図表 2-5-21 人口 10 万人対の二次医療圏別歯科診療所数 (平成 28 年)



【市町村別歯科診療所数】

○市町村別で最も多い市町村は、大阪市（2,258 施設）、最も少ない市町村は、千早赤阪村（1 施設）となっており、府内全ての市町村に、歯科診療所が開設されています。

図表 2-5-22 市町村別歯科診療所数(平成 28 年)



出典 厚生労働省「医療施設動態調査」、総務省「国勢調査」

※「人口 10 万人対」算出に用いた人口は、大阪府総務部「大阪府の推計人口（平成 26 年 10 月 1 日現在）」

4. 薬局数

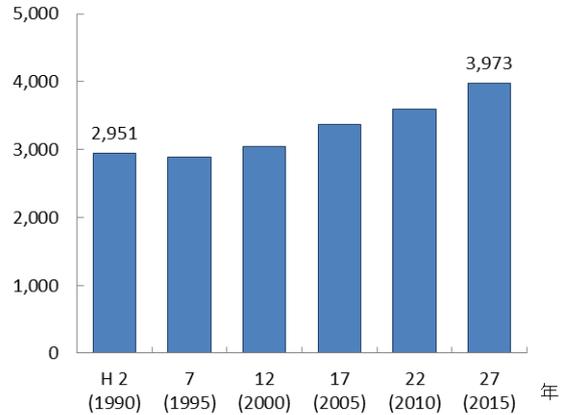
【薬局数の推移】

○大阪府における薬局数は、平成 28 年 3 月現在 3,973 施設、人口 10 万人対では 44.9 で、全国平均 45.9 を下回っています。

【二次医療圏別薬局数】

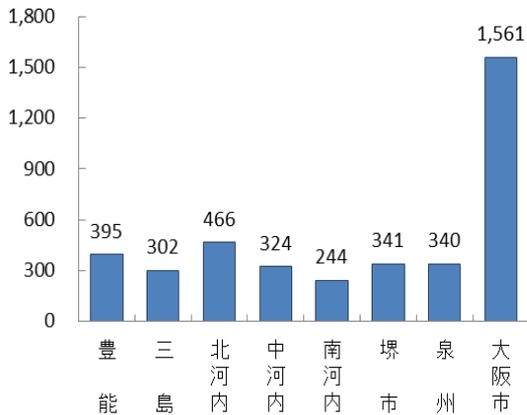
○人口 10 万人対薬局数を二次医療圏別にみると、大阪市二次医療圏は府平均 44.9 を上回っており、圏域間に差が認められています。

図表 2-5-23 薬局数

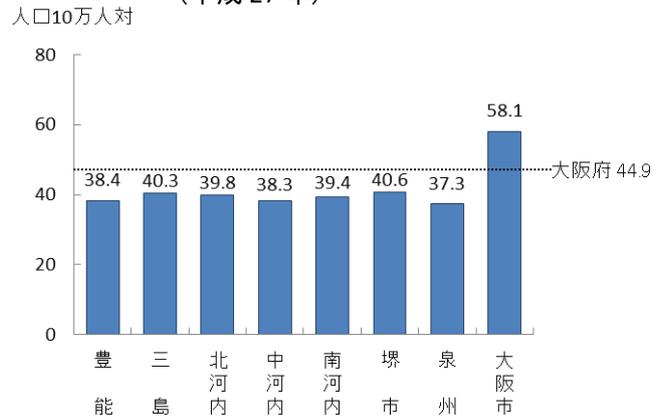


出典 厚生労働省「衛生行政報告例」

図表 2-5-24 二次医療圏別薬局数(平成 27 年)



図表 2-5-25 人口 10 万人対の二次医療圏別薬局数(平成 27 年)



出典 厚生労働省「衛生行政報告例」、総務省「国勢調査」

※「人口 10 万人対」算出に用いた人口は、大阪府総務部「大阪府の推計人口（平成 26 年 10 月 1 日現在）」

診療報酬における機能に応じた病床の分類と介護施設等の状況

大阪府 医療保険			介護保険	その他
一般病床 DPC 116施設 36,788床 特定機能病院 8施設 4,825床 (一般病床に限る) 救命救急 24施設 379床 ハイケアユニット 50施設 505床 総合周産期特定集中治療室 母体・胎児 10施設 63床 新生児 9施設 120床 新生児 特定集中治療室 17施設 132床 小児 特定集中治療室 0施設 0床 専門病院 1施設 164床 特定集中治療室 59施設 508床 脳卒中ケアユニット 17施設 119床 新生児 治療回復室 13施設 148床 一類感染症 3施設 4床	一般病棟入院基本料 323施設 43,421床 小児 入院医療管理料 33施設 1,610床 緩和ケア病棟 25施設 595床 障害者施設等 82施設 5,476床 特殊疾患 (入院料) 3施設 213床 特殊疾患 (入院医療管理料) 0施設 0床 有床診療所 一般 235施設 2,352床	療養病床 療養病棟 入院基本料 197施設 16,542床 回復期 リハビリテーション 106施設 5,759床 地域包括ケア病棟 (入院料) 35施設 1,572床 地域包括ケア病棟 (入院医療管理料) 2施設 51床 有床診療所 療養 5施設 44床	介護保険施設 672施設 53,883人定員 特別養護 老人ホーム 413施設 31,430人定員 介護老人 保健施設 223施設 20,370人定員 介護療養型 医療施設 (介護療養病床) 36施設 2,083人定員 主な地域密着型 サービス 739施設 13,476人定員 地域密着型 養護老人ホーム 100施設 2,822人定員 認知症高齢者 グループホーム 639施設 10,654人定員	有料老人ホーム 875施設 40,189人定員 養護老人ホーム 30施設 2,354人定員 軽費老人ホーム 130施設 5,605人定員 サービス 付き 高齢者向け 住宅 585施設 22,626人定員
精神病床 63施設 18,942床	結核病床 8施設 474床	感染症病床 6施設 78床		

出典 中央社会保険医療協議会診療報酬調査専門組織 (DPC 評価分科会) 審議会資料 (2015 年度 3 月現在)・病床機能報告 (2016 年 7 月 1 日時点の医療機能: 2017 年 2 月 17 日集計)・大阪府健康医療部資料 (一類感染症は 2017 年 6 月 16 日現在、その他病床・有床診療所は 2017 年 6 月 30 日現在)・大阪府福祉部資料 (認知症高齢者グループホームは 2017 年 1 月 1 日現在、その他施設は 2017 年 4 月 1 日現在)

第6節 特定機能病院

1. 特定機能病院とは

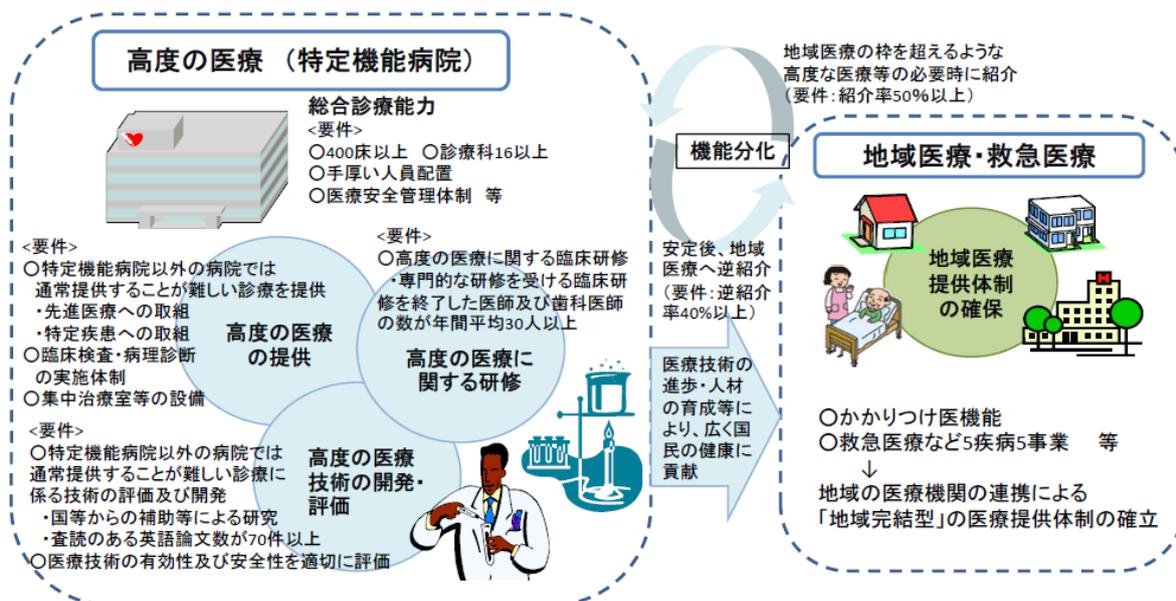
(1) 趣旨

○医療施設機能の体系化の一環として、高度の医療の提供、高度の医療技術の開発および高度の医療に関する研修を実施する能力等を備えた病院について、厚生労働大臣が個別に承認する病院です。

(2) 役割

○特定機能病院の役割は、医療技術の進歩・人材の育成等により、広く国民の健康に貢献することとされています。

図表 2-6-1 特定機能病院の役割



出典 厚生労働省資料

(3) 承認要件

○特定機能病院の承認要件は下表のとおりです。

図表 2-6-2 特定機能病院の承認要件(平成 29 年 6 月 1 日現在)

項目	要件
1	高度の医療の提供、開発及び評価、並びに研修を実施する能力を有すること
2	他の病院又は診療所から紹介された患者に対し、医療を提供すること (紹介率50%以上、逆紹介率40%以上)
3	病床数・・・400床以上の病床を有することが必要
4	人員配置 ・医師・・・通常の病院の2倍程度の配置が最低基準。医師の配置基準の半数以上が15種類いずれかの専門医。 ・薬剤師・・・入院患者数÷30が最低基準。(一般は入院患者数÷70) ・看護師等・・・入院患者数÷2が最低基準(一般は入院患者数÷3) [外来については、患者数÷30で一般病院と同じ] ・管理栄養士1名以上配置。
5	構造設備・・・集中治療室、無菌病室、医薬品情報管理室が必要
6	医療安全管理部門の体制強化 ・医療安全管理責任者の配置 ・専従の医師、薬剤師及び看護師の医療安全管理部門への配置 ・監査委員会による外部監査 ・高難度新規医療技術及び未承認新規医薬品等を用いた医療の提供の適否を決定する部門の設置
7	原則定められた16の診療科を標榜していること
8	査読のある雑誌に掲載された英語論文数が年70件以上あること 等

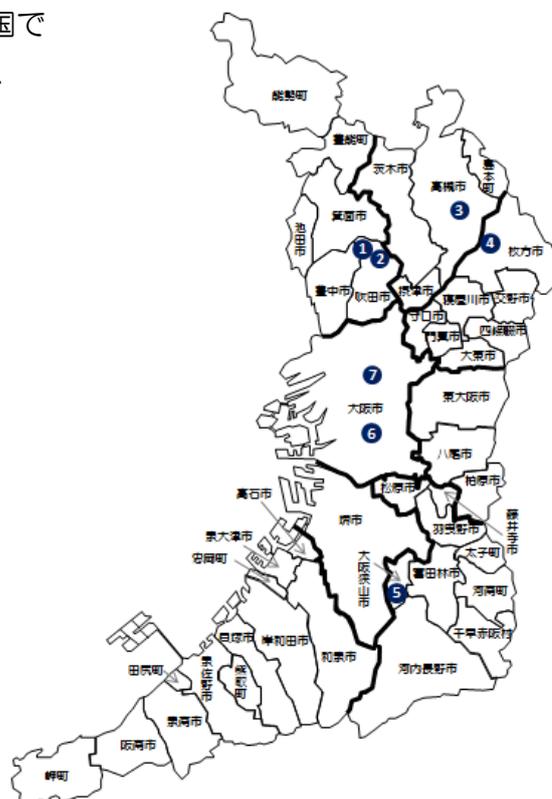
※がん等の特定の領域に対応する特定機能病院に関しては、診療科の標榜、紹介率・逆紹介率等について、別途承認要件を設定。

2. 承認を受けている病院

○平成 29 年 6 月 1 日現在、特定機能病院は全国で 85 病院が承認を受けており、府内においては、7 病院が承認されています。

図表 2-6-3 府内の特定機能病院
(平成 29 年 6 月 1 日現在)

	所在地	医療機関名
1	吹田市	大阪大学医学部附属病院
2	吹田市	国立研究開発法人 国立循環器病研究センター
3	高槻市	大阪医科大学附属病院
4	枚方市	関西医科大学附属病院
5	大阪狭山市	学校法人近畿大学 近畿大学医学部附属病院
6	大阪市	大阪市立大学医学部附属病院
7	大阪市	地方独立行政法人 大阪府立病院機構 大阪国際がんセンター



第7節 地域医療支援病院

1. 地域医療支援病院とは

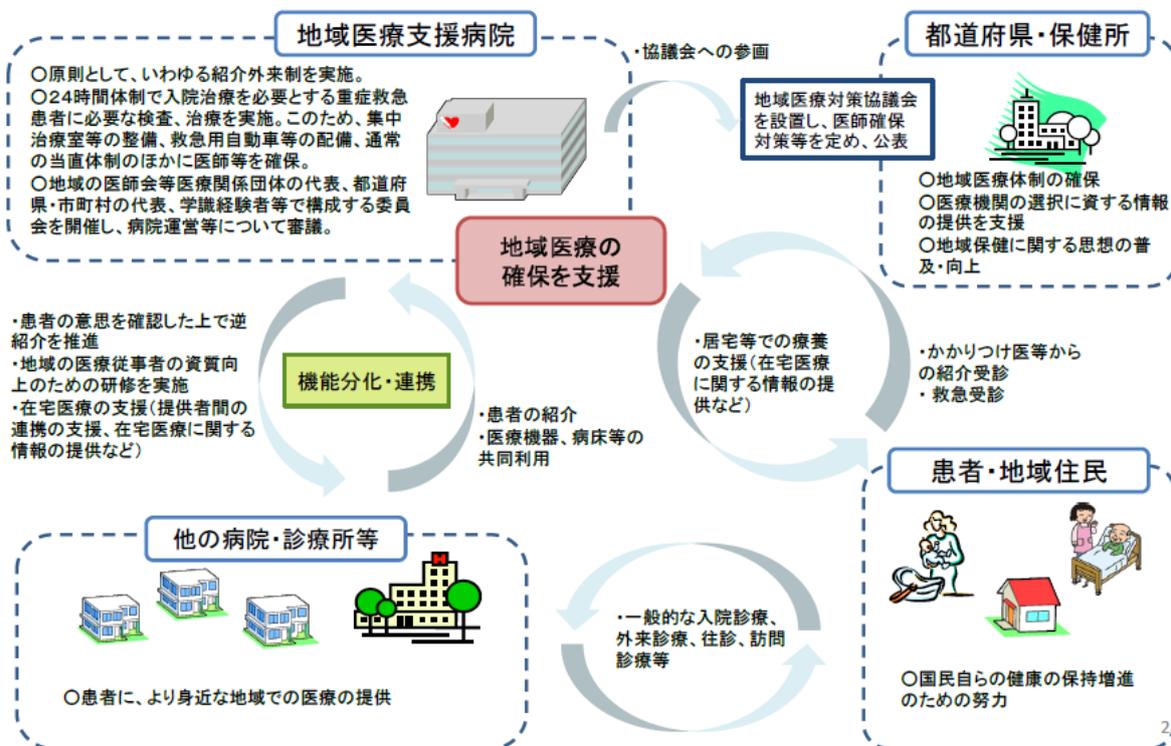
(1) 趣旨

○患者に身近な地域で医療が提供されることが望ましいという観点から、紹介患者に対する医療提供、医療機器等の共同利用の実施等を通じて、第一線の地域医療を担うかかりつけ医、かかりつけ歯科医師等を支援する能力を備え、地域医療の確保を図る病院として相応しい構造設備等を有するものについて、都道府県知事が承認する病院です。

(2) 役割

○地域医療支援病院の役割は、「紹介患者に対する医療の提供（かかりつけ医等への患者の逆紹介も含む）」、「医療機器の共同利用の実施」、「救急医療の提供」、「地域の医療従事者に対する研修の実施」となっています。

図表 2-7-1 地域医療支援病院の役割



出典 厚生労働省資料

(3) 承認要件

○地域医療支援病院の承認要件は下表のとおりです。

図表 2-7-2 地域医療支援病院の承認要件(平成 26 年 4 月 1 日現在)

項目	要件
1	他の病院または診療所から紹介された患者に対して医療を提供する体制が整備されていること 〔前年度の地域医療支援病院紹介率及び同逆紹介率について次の①～③のいずれかを満たしていること。〕 ① 紹介率が80%以上であること。(紹介率が65%以上であって、承認後2年間で紹介率が80%を達成することが見込まれる場合を含む。) ② 紹介率が65%以上であり、かつ、逆紹介率が40%以上であること。 ③ 紹介率が50%以上であり、かつ、逆紹介率が70%以上であること。
2	当該病院の建物の全部若しくは一部、設備、器械または器具を、当該病院に勤務しない医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の診療、研究または研修のために利用させるための体制が整備されていること。
3	救急医療を提供する能力を有すること。
4	地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせる能力を有すること。
5	原則200床以上であること。ただし、病床の種別は問わない。
6	必要な構造設備・施設を有すること。

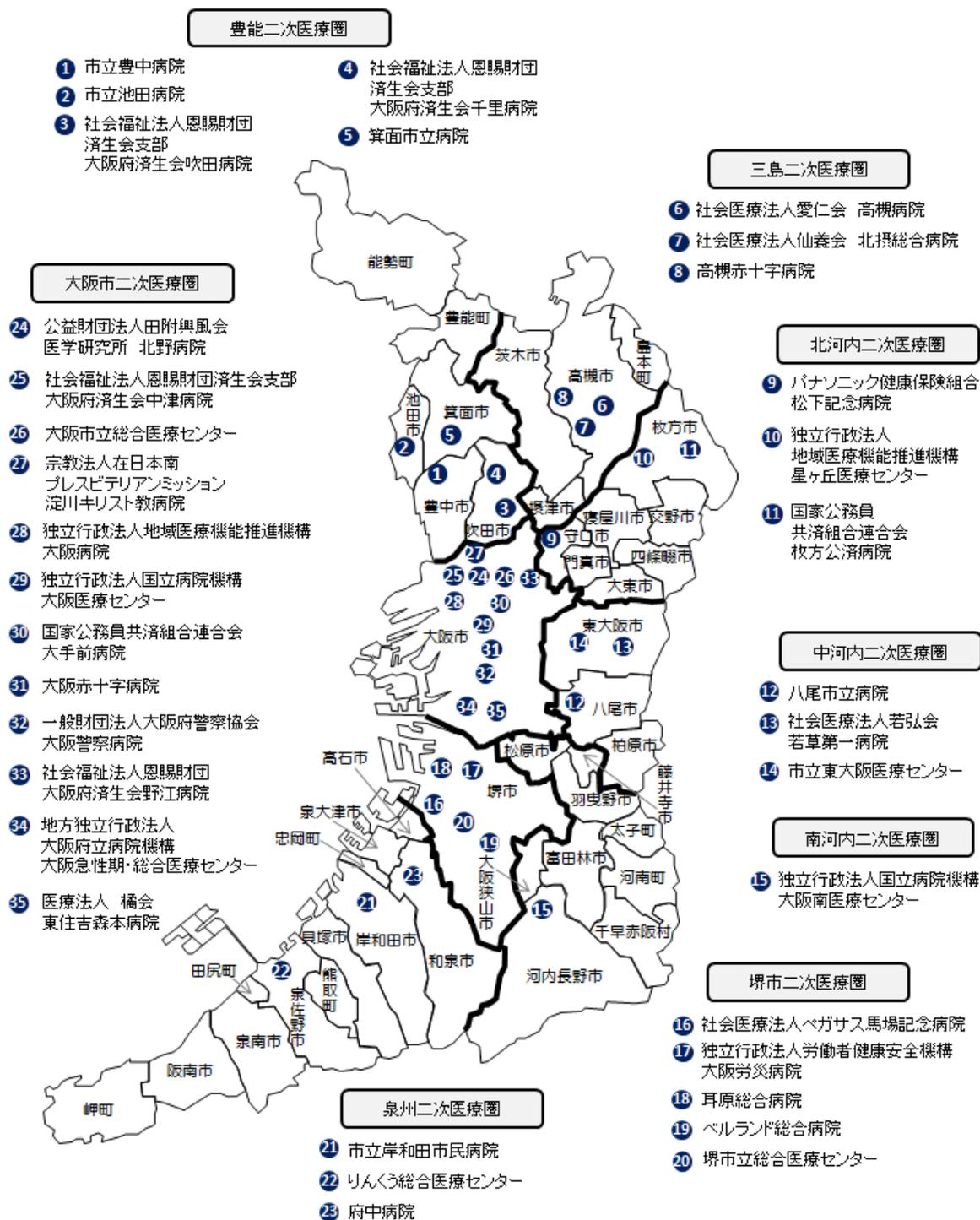
2. 府内の地域医療支援病院

○平成 28 年 10 月 1 日現在、地域医療支援病院は全国で 543 か所承認されています。大阪府においては、平成 28 年 10 月 1 日現在、35 病院を承認しています。

図表 2-7-3 府内の地域医療支援病院(平成 28 年 10 月 1 日現在)

二次医療圏	所在地	医療機関名	二次医療圏	所在地	医療機関名	
豊能 5施設	豊中市	市立豊中病院	泉州 3施設	岸和田市	市立岸和田市民病院	
	池田市	市立池田病院		泉佐野市	りんくう総合医療センター	
	吹田市	社会福祉法人恩賜財団済生会支部 大阪府済生会吹田病院		和泉市	府中病院	
		社会福祉法人恩賜財団済生会支部 大阪府済生会千里病院	大阪府 12施設	北部	都島区	大阪市立総合医療センター
	箕面市	箕面市立病院			東淀川区	宗教法人 在日本南プレスビテリアンミッション 淀川キリスト教病院
三島 3施設	高槻市	社会医療法人愛仁会 高槻病院		北区	社会福祉法人恩賜財団済生会支部 大阪府済生会中津病院	
		社会医療法人仙養会 北摂総合病院			公益財団法人田附興風会医学研究所 北野病院	
		高槻赤十字病院			西部	福島区
北河内 3施設	守口市	パナソニック健康保険組合松下記念病院		天王寺区		一般財団法人大阪府警察協会 大阪警察病院
	枚方市	独立行政法人地域医療機能推進機構 星ヶ丘医療センター			大阪赤十字病院	
		国家公務員共済組合連合会 枚方済生会			東部	城東区
八尾市	八尾市立病院	中央区		独立行政法人国立病院機構 大阪医療センター		
中河内 3施設	東大阪市			社会医療法人若弘会若草第一病院		国家公務員共済組合連合会 大手前病院
		市立東大阪医療センター		南部	住吉区	地方独立行政法人 大阪府立病院機構 大阪急性期・総合医療センター
		南河内 1施設			河内長野市	独立行政法人国立病院機構 大阪南医療センター
堺市 5施設	堺市		社会医療法人ペガサス馬場記念病院			
			独立行政法人労働者健康安全機構 大阪労災病院			
		耳原総合病院				
		ペルランド総合病院				
		堺市立総合医療センター				

地域医療支援病院



平成 28 年 10 月 1 日現在

第8節 社会医療法人

1. 社会医療法人とは

○医療法に基づき、地域医療の重要な担い手である医療法人として、都道府県知事が認定するものです。救急医療やへき地医療、周産期医療など特に地域で必要な医療の提供を担い、非営利性の徹底や組織運営など公益性の高い医療法人として位置づけられています。

2. 府内の社会医療法人の認定を受けている病院

○社会医療法人は平成29年4月1日現在、全国で281法人が認定を受けています。大阪府内においては、平成29年4月1日現在、35法人が認定されており、救急・周産期・小児救急・精神科救急等において地域医療の中核的役割を果たしています。

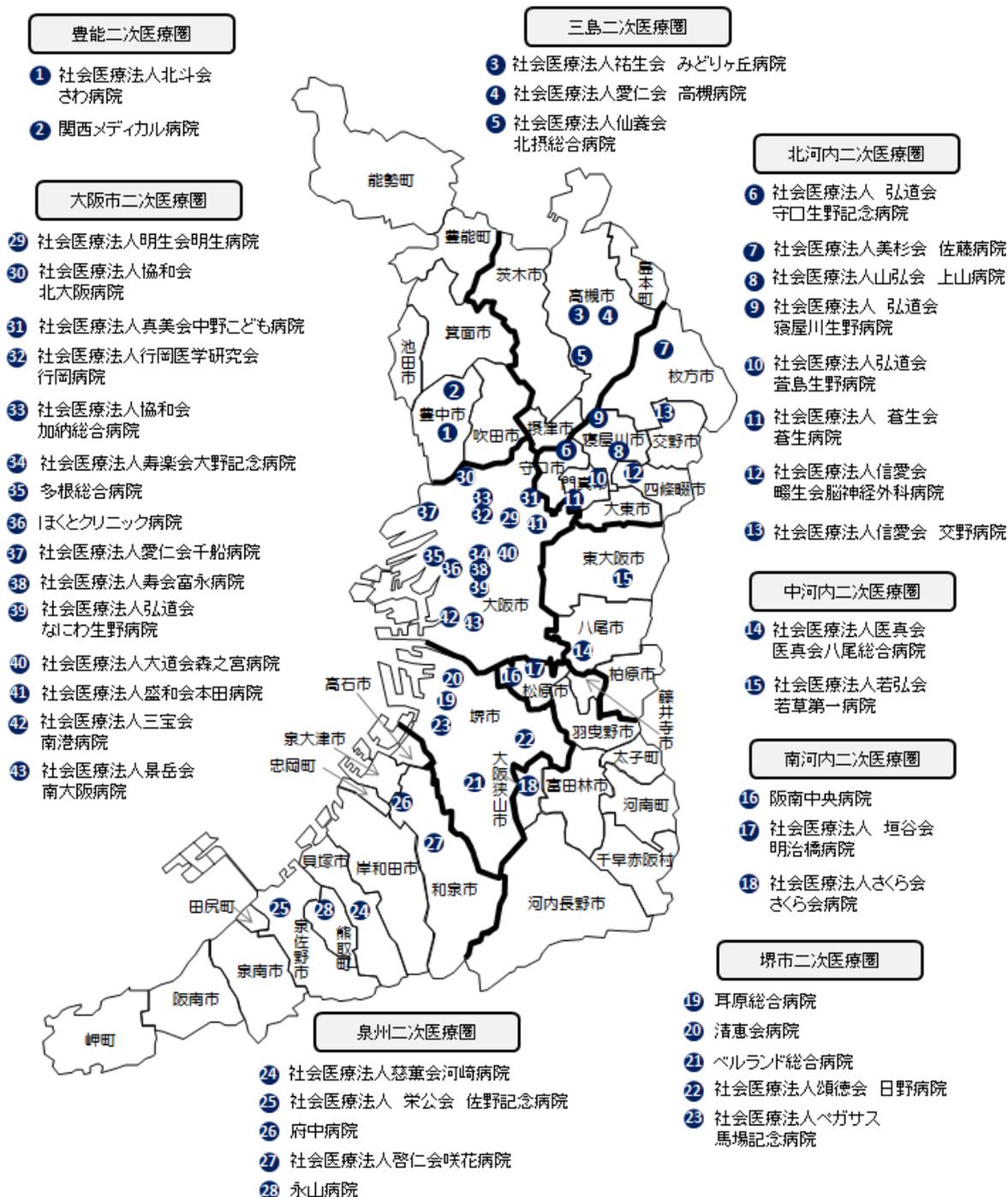
図表 2-8-1 府内の社会医療法人の認定を受けている病院(平成29年4月1日現在)

	二次医療圏	所在地	法人名	医療機関名	業務の区分			
					救急	周産期	小児救急	精神科救急
1	豊能 2施設	豊中市	北斗会	社会医療法人北斗会 さわ病院				○
2			純幸会	関西メディカル病院	○			
3	三島 3施設	高槻市	祐生会	社会医療法人祐生会 みどりヶ丘病院	○			
4			愛仁会	社会医療法人愛仁会 高槻病院	○	○	○	
5			仙養会	社会医療法人仙養会 北摂総合病院	○			
6	北河内 8施設	守口市	弘道会	社会医療法人 弘道会 守口生野記念病院	○			
7		枚方市	美杉会	社会医療法人美杉会 佐藤病院	○			
8		寝屋川市	山弘会	社会医療法人山弘会 上山病院	○			
9			弘道会	社会医療法人 弘道会 寝屋川生野病院	○			
10		門真市	弘道会	社会医療法人 弘道会 萱島生野病院	○			
11			蒼生会	社会医療法人蒼生会 蒼生病院	○			
12		四條畷市	信愛会	社会医療法人信愛会 畷生会脳神経外科病院	○			
13		交野市	信愛会	社会医療法人信愛会 交野病院	○			
14	中河内 2施設	八尾市	医真会	社会医療法人医真会 医真会八尾総合病院	○			
15		東大阪市	若弘会	社会医療法人若弘会若草第一病院	○			
16	南河内 3施設	松原市	阪南医療福祉センター	阪南中央病院		○	○	
17			垣谷会	社会医療法人 垣谷会 明治橋病院	○			
18		大阪狭山市	さくら会	社会医療法人さくら会 さくら会病院	○			
19	堺 5施設	堺市	同仁会	耳原総合病院	○			
20			清恵会	清恵会病院	○		○	
21			生長会	ベルランド総合病院	○		○	
22			頌徳会	社会医療法人頌徳会 日野病院	○			
23			ペガサス	社会医療法人ペガサス馬場記念病院	○			
24	泉州 5施設	貝塚市	慈薫会	社会医療法人慈薫会河崎病院	○			
25		泉佐野市	栄公会	社会医療法人 栄公会 佐野記念病院	○			
26		和泉市	生長会	府中病院	○			
27			啓仁会	社会医療法人啓仁会咲花病院	○			
28		熊取町	三和会	永山病院	○			

	二次医療圏	所在地	法人名	医療機関名	業務の区分				
					救急	周産期	小児救急	精神科救急	
29	大阪市 15施設	北部	都島区	明生会	社会医療法人明生会明生病院	○			
30			淀川区	協和会	社会医療法人協和会 北大阪病院	○			
31			旭区	真美会	社会医療法人真美会中野こども病院			○	
32			北区	行岡医学研究会	社会医療法人行岡医学研究会行岡病院	○			
33				協和会	社会医療法人協和会加納総合病院	○			
34		西部	西区	寿楽会	社会医療法人寿楽会大野記念病院	○			
35				きつこう会	多根総合病院	○			
36			大正区	北斗会	ほくとクリニック病院				○
37			西淀川区	愛仁会	社会医療法人愛仁会千船病院	○	○	○	
38			東部	浪速区	寿会	社会医療法人寿会富永病院	○		
39		弘道会			社会医療法人弘道会なにわ生野病院	○			
40		城東区		大道会	社会医療法人大道会森之宮病院	○			
41		鶴見区		盛和会	社会医療法人盛和会本田病院	○			
42		南部	住之江区	三宝会	社会医療法人三宝会南港病院	○			
43				景岳会	社会医療法人景岳会 南大阪病院	○			

※上表については、府内に開設している病院のみ記載しています。

府内の社会医療法人の病院



平成 29 年 4 月 1 日現在

第9節 公的医療機関等

1. 公的医療機関等の役割

○公的医療機関等^{注1}については、地域における救急医療・小児救急を含む小児医療、周産期医療や感染症病床等の政策的医療を担うことが求められています。

(1) 公立病院の役割

○公的医療機関のうち、地方公共団体が開設する公立病院は、民間の医療機関と異なりその運営に税金が投入されているため、経営の効率化を最大限追求しながら、地域で不足している医療機能を確保する役割を担っています。

○多くの公立病院が経営の悪化、勤務医師の不足に伴う診療体制の縮小等非常に厳しい状況にあることを受け、国は平成19年12月に「公立病院改革ガイドライン」を、さらに平成27年3月に「新公立病院改革ガイドライン」を策定しました。

○これを踏まえ、公立病院は、新公立病院改革プランを策定し、病院事業経営の改革を進めつつ、さらに地域医療構想を踏まえた役割の明確化の視点を加えた一層の取組が求められています。

(2) その他公的医療機関等の役割

○日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会等が開設する公的医療機関や、健康保険組合、地域医療機能推進機構等が開設する医療機関も、その公的な性質から、公立病院と同様、政策的な医療機能を提供確保していくことが期待されています。

○公的医療機関等（一部を除く）は、国の「公的医療機関等2025プラン」策定の要請（平成29年8月）を受け、他の医療機関に率先して地域医療構想（第4章「地域医療構想」参照）の達成に向けた将来の方向性を示すことが求められています。

注1 公的医療機関等：厚生労働省医療施設調査における、国、公的医療機関、社会保険関係団体が開設する医療機関を記載しています。

国（厚生労働省、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人、独立行政法人労働者健康福祉機構、国立高度専門医療研究センター、独立行政法人地域医療機能推進機構、その他（国の機関））、公的医療機関（都道府県、市町村、地方独立行政法人、日赤、済生会、北海道社会事業協会、厚生連、国民健康保険団体連合会）、社会保険関係団体（健康保険組合及びその連合会、共済組合及びその連合会、国民健康保険組合）

2. 府内の公的医療機関等

○大阪府では、府立病院機構が運営する5病院のほか、市立病院をはじめとする公立病院が23病院、日本赤十字社等が設置する公的医療機関等が23病院あり、地域の医療ニーズに対応しつつ、広域も含めた医療を実施しています。

図表 2-9-1 府内の公立病院(大阪府立病院機構の5病院を除く)

	二次医療圏	所在地	医療機関名	運営形態	病床機能区分(病床数)					その他病床数	主な医療機能			
					高度急性期	急性期	回復期	慢性期	未報告・休棟等		救急	災害	周産期	小児救急
1	豊能5施設	豊中市	市立豊中病院	地方公営企業	28	571				感染症 14	二次救急		地域周産期母子医療センター	二次救急
2		池田市	市立池田病院	地方公営企業	2	362					二次救急			二次救急
3		吹田市	大阪市立弘済院附属病院 ※1	地方公営企業		90								
4			市立吹田市民病院	地方独立行政法人	2	389	40				二次救急			二次救急
5		箕面市	箕面市立病院	地方公営企業	13	254	50				二次救急			二次救急
6	北河内1施設	枚方市	市立ひらかた病院	地方公営企業		327				感染症 8	二次救急			二次救急
7	中河内4施設	八尾市	八尾市立病院	地方公営企業	12	368					二次救急		地域周産期母子医療センター	二次救急
8		柏原市	市立柏原病院	地方公営企業	4	216					二次救急			
9		東大阪市	大阪府立中河内救命救急センター(市立東大阪医療センターが運営)	地方独立行政法人に委託	30						三次救急	災害拠点病院		
10			市立東大阪医療センター	地方独立行政法人	214	333					二次救急	災害拠点病院	地域周産期母子医療センター	二次救急
11	南河内2施設	富田林市	富田林病院(社会福祉法人恩賜財団済生会支部大阪府済生会が運営)	公設民営		250	50	30			二次救急			
12		藤井寺市	市立藤井寺市民病院	地方公営企業		98								
13	堺市2施設	堺区	堺市立重症心身障害者(児)支援センター	指定管理方式						60				
14		西区	堺市立総合医療センター	地方独立行政法人	275	205				感染症 7	二次救急 三次救急	災害拠点病院		二次救急
15	泉州6施設	岸和田市	市立岸和田市民病院	地方公営企業	215	185					二次救急			二次救急
16		泉大津市	泉大津市立病院	地方公営企業	15	199	16				二次救急		地域周産期母子医療センター	二次救急
17		貝塚市	市立貝塚病院	地方公営企業		249								二次救急
18		泉佐野市	りんくう総合医療センター	地方独立行政法人	46	332				感染症 10	二次救急 三次救急	災害拠点病院	地域周産期母子医療センター	二次救急
19		和泉市	和泉市立病院	指定管理方式		307					二次救急			二次救急
20		阪南市	社会医療法人生長会 阪南市民病院	指定管理方式		143	42				二次救急			二次救急
21	大阪市3施設	北部	都島区	大阪市立総合医療センター	地方独立行政法人	937	70			感染症 33 精神 55	三次救急	災害拠点病院	総合周産期母子医療センター	三次救急
22		淀川区	大阪市立十三市民病院	地方独立行政法人		224				結核 39	二次救急			
23		南部	住之江区	大阪市立住吉市民病院 ※2	地方独立行政法人	6	95							

※1：大阪市立弘済院附属病院については大阪市の認知症疾患医療センターを設置。
 ※2：大阪市立住吉市民病院については平成30年3月末廃止予定。
 ■病床機能区分(病床数) (平成28年6月30日現在)
 ■その他病床数 (平成29年4月1日現在)
 ■救急医療・小児救急 (平成29年5月31日現在)、災害医療 (平成29年8月4日現在)、周産期医療 (平成29年10月1日現在)

図表 2-9-2 府内のその他公的医療機関等

No.	二次医療圏	所在地	医療機関名	病床機能区分(病床数)					その他病床数	主な医療機能				
				高度急性期	急性期	回復期	慢性期	未報告・休棟等		救急	災害	周産期	小児救急	
1	豊能 6施設	豊中市	独立行政法人国立病院機構 刀根山病院	4	180		226		結核 90					
2		吹田市	社会福祉法人恩賜財団済生会支部 大阪府済生会吹田病院	26	461			13		二次救急		地域周産 期母子医 療センター		
3			社会福祉法人恩賜財団済生会支部 大阪府済生会千里病院	43	300					二次救急 三次救急	災害拠点 病院			
4			大阪大学医学部附属病院	1,023					1		三次救急	災害拠点 病院	総合周産 期母子医 療センター	
5			大阪大学歯学部附属病院 ※		40									
6			国立研究開発法人 国立循環器病研究センター	604							二次救急		地域周産 期母子医 療センター	
7	三島 2施設	高槻市	高槻赤十字病院	6	381			59		二次救急				
8		茨木市	社会福祉法人恩賜財団済生会支部 大阪府済生会茨木病院	4	311					二次救急				
9	北河内 1施設	枚方市	独立行政法人地域医療機能推進機構 星ヶ丘医療センター	10	416	154				二次救急				
10	南河内 1施設	河内長野市	独立行政法人国立病院機構 大阪南医療センター	10	460					二次救急				
11	堺市 3施設	堺区	大阪医療刑務所病院 ※					108	精神 52 結核 32					
12		北区	独立行政法人労働者健康安全機構 大阪労災病院	12	666					二次救急				
13			独立行政法人国立病院機構 近畿中央胸部疾患センター		286			39						
14	泉州 1施設	泉南市	社会福祉法人恩賜財団済生会支部 大阪府済生会新泉南病院		26					二次救急				
15	大阪市 9施設	北部 北区	社会福祉法人恩賜財団済生会支部 大阪府済生会中津病院	136	543	33				二次救急				
16			大阪整肢学院				100							
17		西部 福島区	独立行政法人地域医療機能推進機構 大阪病院	30	535					二次救急			二次救急	
18			港区	独立行政法人地域医療機能推進機構 大阪みなと中央病院		183	45				二次救急			
19		東部 天王寺区	社会福祉法人恩賜財団済生会支部 大阪府済生会泉尾病院	4	181	103	60	102		二次救急				
20			天王寺区	大阪赤十字病院	898			60		精神 42	三次救急	災害拠点 病院	地域周産 期母子医 療センター	
21			城東区	社会福祉法人恩賜財団 大阪府済生会野江病院	18	382					二次救急			
22		南部 阿倍野区	中央区	独立行政法人国立病院機構 大阪医療センター	46	571					二次救急 三次救急			
23				大阪市立大学医学部附属病院	934						二次救急 三次救急		地域周産 期母子医 療センター	

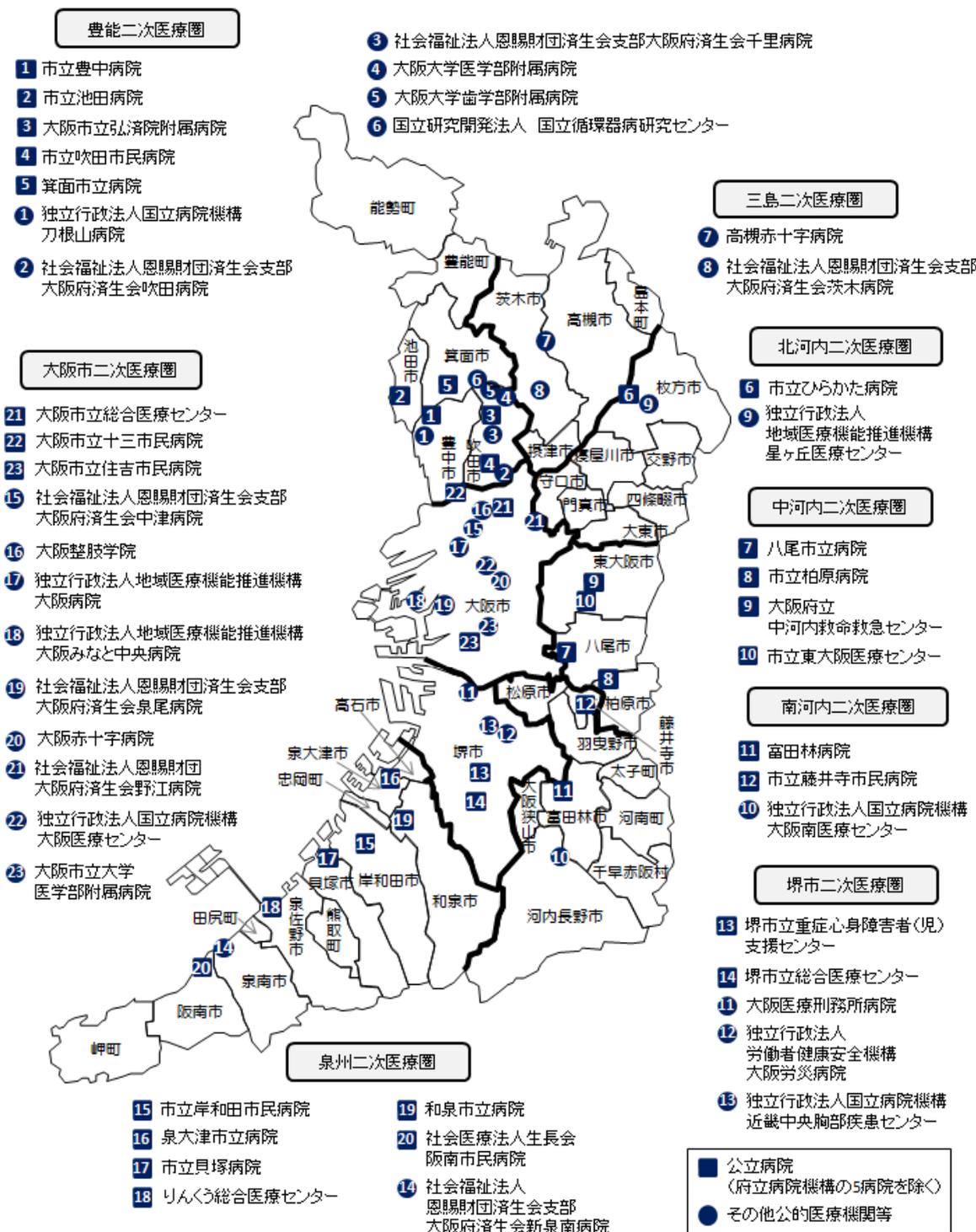
※印の医療機関は公的医療機関等2025プラン策定対象外です。

■病床機能区分(病床数) (平成28年6月30日現在)

■その他病床数(精神病床について平成29年4月1日現在、その他平成28年7月1日現在)

■救急医療・小児救急(平成29年5月31日現在)、災害医療(平成29年8月4日現在)、周産期医療(平成29年10月1日現在)

公的医療機関等



平成 28 年 6 月 30 日現在

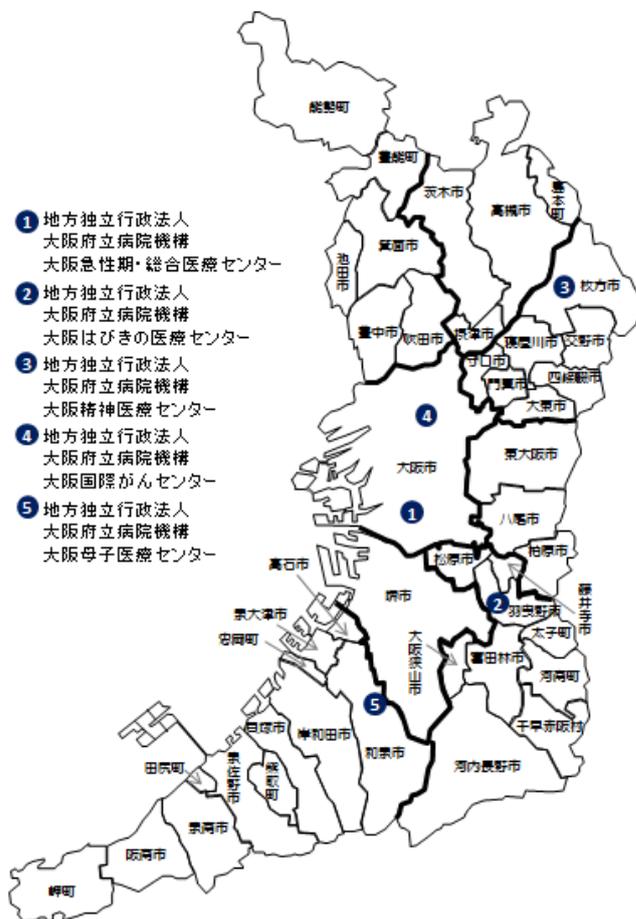
第10節 (地独) 大阪府立病院機構

1. 大阪府立病院機構とは

○地方独立行政法人大阪府立病院機構は、平成18年4月1日に大阪府が設立した地方独立行政法人です。

○平成29年6月現在、大阪府立病院機構は5つの異なる専門性をもつ病院（大阪急性期・総合医療センター、大阪はびきの医療センター、大阪精神医療センター、大阪国際がんセンター、大阪母子医療センター）を運営しています。

○各病院では、それぞれの専門性を生かしつつ、府民の健康の維持及び増進に寄与するため、大阪府の医療政策として求められる高度専門医療を提供するとともに、新しい治療法の開発等、調査研究の推進や質の高い医療従事者の育成に努めています。



- ① 地方独立行政法人
大阪府立病院機構
大阪急性期・総合医療センター
- ② 地方独立行政法人
大阪府立病院機構
大阪はびきの医療センター
- ③ 地方独立行政法人
大阪府立病院機構
大阪精神医療センター
- ④ 地方独立行政法人
大阪府立病院機構
大阪国際がんセンター
- ⑤ 地方独立行政法人
大阪府立病院機構
大阪母子医療センター

2. 大阪府立病院機構の各病院が有する機能

(1) 大阪急性期・総合医療センター

(所在地：大阪市住吉区万代東 3-1-56、電話：06-6692-1201)



○救命救急医療や循環器医療等の急性期医療と、がんや腎移植等の高度専門医療を行う診療科が連携し、良質な医療を提供しています。総合力を生かした質の高い医療を実践することにより、急性期から回復期まで、他の医療機関では対応が困難な合併症の治療にも対応しています。

一般病床機能区分	基本的な機能	主な役割
高度急性期 (598床) 急性期 (49床) 回復期 (49床) 慢性期 (38床)	<ul style="list-style-type: none"> ○救命救急医療、循環器医療等緊急性の高い急性期医療 ○がん、心疾患・脳血管疾患、糖尿病、生活習慣病、腎移植、難病等に対する専門医療及び合併症医療 ○障がい者医療及びリハビリテーション医療 ○災害発生時の医療提供、災害医療コーディネート等府域における基幹機能 ○これらの医療水準の向上のための調査、研究及び教育研修 	<ul style="list-style-type: none"> ○基幹災害医療センター ○高度救命救急センター ○難病医療拠点病院 ○エイズ治療中核拠点病院 ○地域がん診療連携拠点病院 ○地域医療支援病院 ○臨床研修指定病院 ○日本医療機能評価機構認定病院 ○労災保険指定医療機関 ○地域周産期母子医療センター ○障がい者医療・リハビリテーションセンター ○日本臓器移植ネットワーク特定移植検査センター ○肝炎専門医療機関
その他病床		
精神病床 (34床)		

出典 厚生労働省「平成28年度病床機能報告（一般病床数・病床機能区分）」、大阪府「健康医療部資料」

(2) 大阪はびきの医療センター

(所在地：羽曳野市はびきの3-7-1、電話：072-957-2121)



○呼吸器疾患、アレルギー疾患、肺がん、結核医療において大阪府域の中核的役割を果たす病院として、これら疾病の合併症対策を含めた包括的医療を推進しています。また、循環器内科、消化器外科、乳腺外科、産婦人科等の基礎的診療部門を有し、地域で圧倒的に不足している医療を支える役割も果たしています。

一般病床機能区分	基本的な機能	主な役割
高度急性期 (19床) 急性期 (341床)	<ul style="list-style-type: none"> ○呼吸器疾患、アレルギー疾患、肺がん、結核を対象に、急性期から慢性期在宅ケアに至る合併症を含めた包括医療 ○これらの疾患の医療水準の向上のための調査、研究及び教育研修 	<ul style="list-style-type: none"> ○大阪府がん診療拠点病院（肺がん） ○エイズ治療拠点病院 ○難治性多剤耐性結核の広域拠点病院 ○感染症法に基づく入院勧告患者の受入病院 ○日本医療機能評価機構認定病院
その他病床		
感染症病床 (6床) 結核病床 (60床)		

出典 厚生労働省「平成28年度病床機能報告（一般病床数・病床機能区分）」、大阪府「健康医療部資料」

(3) 大阪精神医療センター

(所在地：枚方市宮之阪3-16-21、電話：072-847-3261)



○大阪府域の基幹精神科病院として、統合失調症、躁うつ病、各種依存症（薬物・アルコール・ギャンブル等）の治療等を行っています。また、児童思春期（発達障がい・児童虐待等）を対象とした専門医療、精神科救急医療、医療観察法入院や、地域関係機関と連携した訪問看護等を展開し、早期治療・社会復帰・自立と社会参加の支援に積極的に取り組んでいます。

一般病床機能区分	基本的な機能	主な役割
—	○精神障がい者の医療及び保護並びに医療水準の向上のための調査、研究及び教育研修 ○発達障がい者（発達障がい児）の医療、調査、研究及び教育研修	○臨床研修指定病院 ○医療型障害児入所施設 ○医療観察法に基づく指定通院医療機関 ○医療観察法に基づく指定入院医療機関
その他病床		
精神病床（473床）		

出典 大阪府「健康医療部資料」

(4) 大阪国際がんセンター

(所在地：大阪市中央区大手前3-1-69、電話：06-6945-1181)



○都道府県がん診療連携拠点病院として、他の医療機関と連携し、大阪府域のがん医療の質の向上を図っています。また、特定機能病院として、低侵襲治療や高精度放射線治療等の高度先進医療を提供するとともに、新たな診断・治療方法の研究・開発・国際貢献にも取り組んでいます。

一般病床機能区分	基本的な機能	主な役割
高度急性期（500床）	○がんに関する診断、治療及び検診 ○がんに関する調査、研究、治療法の開発及び教育研修	○特定機能病院 ○臨床研修指定病院 ○都道府県がん診療連携拠点病院 ○日本医療機能評価機構認定病院 ○がん専門薬剤師研修施設 ○肝炎専門医療機関 ○治験拠点医療機関 ○労災保険指定医療機関
その他病床		
—		

出典 厚生労働省「平成28年度病床機能報告（一般病床数・病床機能区分）」、大阪府「健康医療部資料」

(5) 大阪母子医療センター

(所在地：和泉市室堂町840、電話：0725-56-1220)



○大阪府域の周産期・小児医療の基幹病院として、地域の医療機関では対応が困難な妊産婦や胎児、新生児、小児に対する高度・専門医療を行っています。また、研究所及び母子保健情報センターを設置し、母と子にかかわる疾病の原因の解明、診断、治療、予防法の開発及び母子保健に関する調査・研究に取り組んでいます。

一般病床機能区分	基本的な機能	主な役割
高度急性期（39床） 急性期（319床）	○妊産婦、胎児、新生児及び小児に対する高度専門医療 ○周産期疾患、小児疾患、母子保健等に関する調査、研究、治療法の開発及び教育研修 ○発達障がい児の医療、調査、研究及び教育研修	○総合周産期母子医療センター ○大阪産婦人科診療相互援助システム（OGCS）基幹施設 ○大阪府新生児診療相互援助システム（NMCS）基幹施設 ○重篤小児患者受入ネットワーク拠点施設 ○小児がん拠点病院 ○臨床研修指定病院 ○治験拠点医療機関 ○日本医療機能評価機構認定病院 ○WHO指定研究協力センター
その他病床		
—		

出典 厚生労働省「平成28年度病床機能報告（一般病床数・病床機能区分）」、大阪府「健康医療部資料」

第11節 保健所

1. 保健所について

(1) 役割

○保健所は、地域保健法に基づき都道府県、指定都市、中核市、その他政令で定める市（以下、これらの市を「保健所設置市」という。）、特別区に設置されます。

○府内保健所は、地域保健の広域的、専門的かつ技術的拠点として、食品衛生や感染症等の広域的業務、医事・薬事衛生や精神・難病対策等の専門的業務を行うとともに、大規模災害の発生や新型インフルエンザ等の新興・再興感染症、さらには大規模食中毒等の発生等に対する健康危機管理への取組を行っています。

○また、医療・介護・福祉等との関連では、管轄区域にかかる医療に関する情報の収集・管理及び分析を行い、医療機関の医療機能分化・連携を進めているほか、在宅医療・介護を推進し、地域包括ケアシステムの構築に向け、管轄市区町村を支援しています。

2. 府内の保健所一覧（予定）

○平成30年4月1日現在、府保健所が11か所、保健所設置市保健所が7か所あります。

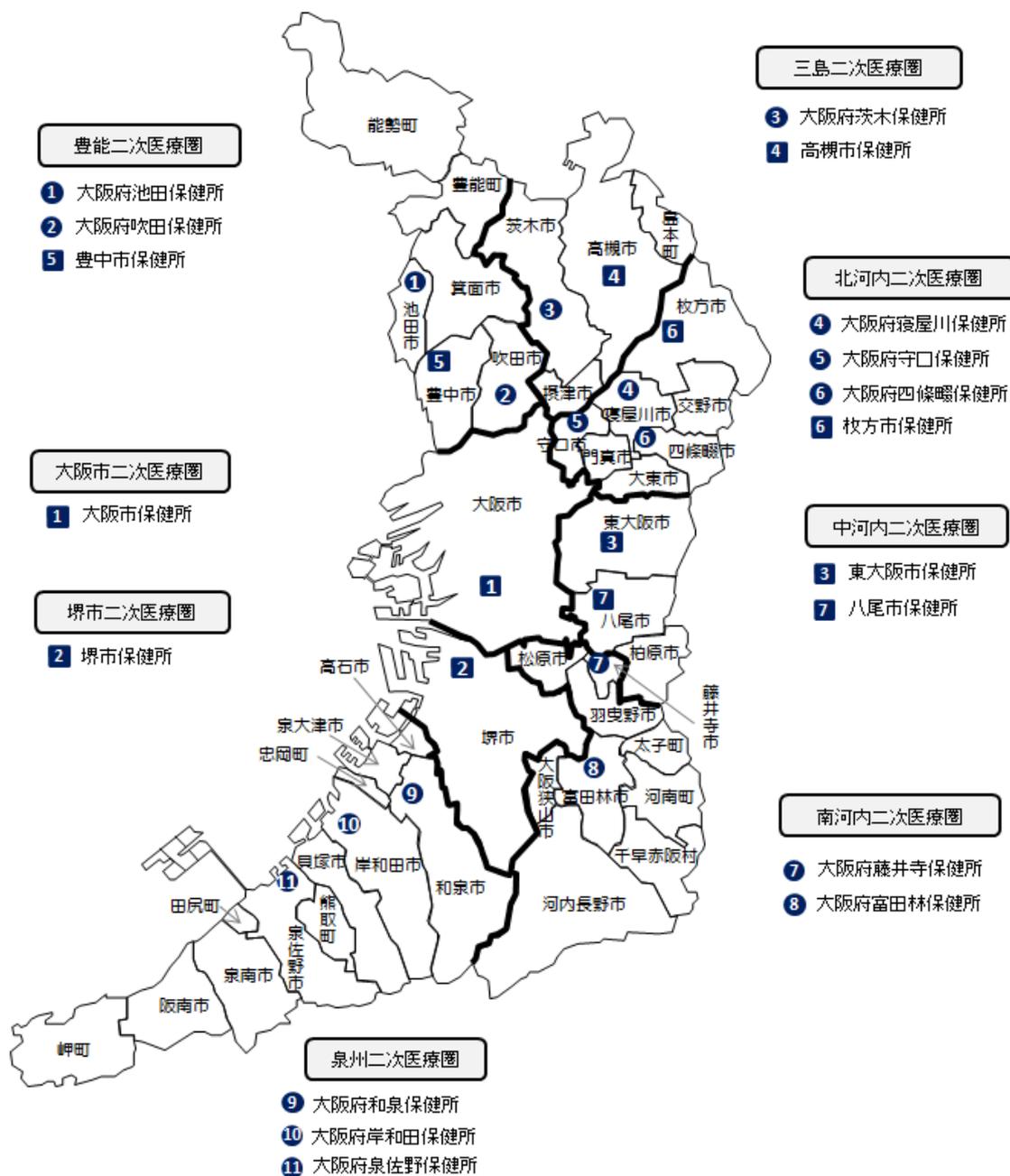
図表 2-11-1 大阪府保健所（平成30年4月1日現在（予定））

二次医療圏	名称	所在地	電話番号	所管区域
1 豊能	池田保健所	池田市満寿美町3-19	072-751-2990	池田市、箕面市、豊能町、能勢町
	吹田保健所	吹田市出口町19-3	06-6339-2225	吹田市
3 三島	茨木保健所	茨木市大住町8-11	072-624-4668	茨木市、摂津市、島本町
4 北河内	寝屋川保健所	寝屋川市八坂町28-3	072-829-7771	寝屋川市
	守口保健所	守口市京阪本通2-5-5(守口市庁舎8階)	06-6993-3131	守口市、門真市
	四條畷保健所	四條畷市江瀬美町1-16	072-878-1021	大東市、四條畷市、交野市
7 中河内	藤井寺保健所	藤井寺市藤井寺1-8-36	072-955-4181	柏原市
8 南河内	富田林保健所	富田林市寿町3-1-35	0721-23-2681	松原市、羽曳野市、藤井寺市
	和泉保健所	和泉市府中町6-12-3	0725-41-1342	富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村
10 泉州	岸和田保健所	岸和田市野田町3-13-1	072-422-5681	和泉市、泉大津市、高石市、忠岡町
	泉佐野保健所	泉佐野市上瓦屋583-1	072-462-7701	岸和田市、貝塚市
				泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町

図表 2-11-2 保健所設置市保健所（平成30年4月1日現在（予定））

二次医療圏	名称	所在地	電話番号
1 大阪市	大阪市保健所	大阪市阿倍野区旭町1-2-7 あべのメッセ10階	06-6647-0641
2 堺市	堺市保健所	堺市堺区南瓦町3-1(市役所内)	072-222-9933
3 中河内	東大阪市保健所	東大阪市岩田町4-3-22-300	072-960-3800
4 三島	高槻市保健所	高槻市城東町5-7	072-661-9333
5 豊能	豊中市保健所	豊中市中桜塚4-11-1	06-6152-7307
6 北河内	枚方市保健所	枚方市大垣内町2-2-2	072-845-3151
7 中河内	八尾市保健所	八尾市清水町1-2-5	072-994-0661

保健所一覧



平成30年4月1日現在（予定）

※平成30年4月の八尾市の中核市移行に伴い、大阪府藤井寺保健所（南河内二次医療圏に所在）が中河内二次医療圏を担当します（予定）。

第12節 関係機関

1. 関係機関の役割

○関係機関は、行政機関と連携しながら医療提供体制の推進に取り組んでいます。

(1) 一般社団法人 大阪府医師会

○一般社団法人 大阪府医師会は、医道の高揚、医学・医術の発達普及と公衆衛生の向上を図り、もって社会福祉の増進に寄与することを目的として設立された団体です。

主な活動	その他の活動
<ul style="list-style-type: none"> ○大阪府医師会保健医療センターの運営 ○大阪府医師会予防接種センターの運営 ○健康問題相談 ○休日・夜間の急病診療活動 ○(財)大阪府保健医療財団の事業への協力基幹災害医療センター 	<ul style="list-style-type: none"> ○会員は質の高い医療の提供に取り組むとともに、会は会員の資質向上にむけた生涯研修活動や、各種の地域保健医療活動等を行い、地域の医療向上に取り組んでいます。 ○府民の健康増進のために、各種健康教育活動やテレビ・ラジオでの健康情報提供、学校医活動や産業医活動等、予防においても幅広い活動を行うとともに、看護師の養成等、人材の養成・確保にも取り組んでいます。

(2) 一般社団法人 大阪府歯科医師会

○一般社団法人 大阪府歯科医師会は、医道の高揚、歯学の進歩発展と公衆歯科衛生の普及を図り、会員の社会的地位の向上に資し、ひいては社会及び会員の福祉を増進することを目的として設立された団体です。

主な活動	その他の活動
<ul style="list-style-type: none"> ○夜間緊急歯科診療や訪問歯科診療の実施 ○生涯を通じた口腔保健医療の推進 ○歯周疾患検診等市町村事業への協力 ○住民主体の8020運動の推進 ○事業所歯科健診の実施 ○歯科保健大会やポスターコンクールの開催による啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ○会員診療所等を通じて府民に対して口腔保健・歯科医療を提供するとともに、夜間・休日緊急歯科診療、障がい者歯療、在宅要介護者等に対する訪問歯科診療、地域歯科保健活動、学校歯科保健活動等を行っています。 ○府民が常に最良の口腔保健・歯科医療の提供を受けられるよう、大阪歯科保健大会、学術研修会等を開催することにより、人材の養成・確保に努めています。 ○地域における医科・歯科・介護等の連携の充実や、生涯にわたり、必要な時に必要な口腔保健・歯科医療サービスが受けられる体制の普及・推進に努めています。

(3) 一般社団法人 大阪府薬剤師会

○一般社団法人 大阪府薬剤師会は、薬剤師の倫理の高揚及び学術の振興を図り、薬学及び薬業の進歩発展に資することにより、府民の健康な生活の確保・向上に寄与することを目的として設立された団体です。

主な活動	その他の活動
<ul style="list-style-type: none"> ○健康サポート薬局の整備・推進 ○かかりつけ薬剤師・薬局の育成・支援 ○医薬品等の適正使用啓発 ○薬物乱用防止啓発活動の推進 ○在宅医療への支援体制の整備 ○無菌下で注射剤を調製できる薬剤師・薬局の育成・整備 ○休日・夜間薬局体制の整備 ○府民からの薬に関する相談応需 ○医薬品備蓄体制の整備(災害用を含む) 	<ul style="list-style-type: none"> ○会員は、調剤及び医薬品の供給、その他薬事衛生をつかさどることによって地域医療・保健の向上をめざすとともに府民の生命、健康の保持増進に取り組んでいます。 ○会員の資質の向上に務める必要があることから、最新の薬学・医学等に関する知識を習得するための研修会を行う等、人材の養成・確保に努めています。

(4) 公益社団法人 大阪府看護協会

○公益社団法人 大阪府看護協会は、保健師、助産師、看護師、准看護師が教育と研鑽に根ざした専門性に基つき看護の質向上を図るとともに、安心して働き続けられる環境づくりを推進し、あわせて人々の「いのち・暮らし・尊厳をまもり支える看護」の実現に寄与することを目的としています。

主な活動	その他の活動
<ul style="list-style-type: none"> ○看護教育及び学会等学術振興に関する事業 ○看護職の労働環境等の改善及び就業促進による人々の健康及び福祉の増進に関する事業 ○看護に係る調査及び研究並びに看護業務及び看護制度の改善への提言に関する事業 ○地域ケアサービスの実施及び促進等による府民の健康及び福祉の増進に関する事業 ○日本看護協会との相互協力及び連携に関する事業 ○看護の国際交流等に関する事業 	<ul style="list-style-type: none"> ○会員は病院、地域、学校、研究機関等あらゆるフィールドでの看護実践をとおして、人々の生命と尊厳を尊重し、健康と生活を支えるよう努めています。 ○平成9年度からは、『看護師等の人材の確保に関する法律』に基づく『大阪府ナースセンター』の指定を受け、大阪府から看護職員再就業支援に係る事業の委託を受け、実施しています。

(5) 一般社団法人 大阪府訪問看護ステーション協会

○一般社団法人 大阪府訪問看護ステーション協会は、訪問看護事業に関する研修や情報交換を行うと共に、訪問看護に関する知識の啓発と事業所間の連携を密にすることにより、訪問看護事業の健全な発展と府民の保健福祉医療の向上に寄与することを目的として設立された団体です。

主な活動	その他の活動
<ul style="list-style-type: none"> ○訪問看護事業に関する研修会や講演会等の開催 ○訪問看護事業に関する情報収集と情報交換 ○訪問看護に関する知識の啓発と普及 ○訪問看護事業に関する相談事業 ○訪問看護事業の経営及びサービスの質の確保・向上等に関する調査研究 ○訪問看護事業に関する関連団体等との連携及び交流 	<ul style="list-style-type: none"> ○ご本人とご家族が安心して毎日を過ごしていただくために、医療機関・保健福祉関係機関・介護事業所との連携を行っています。 ○予防を含む健康状態の管理とサポート・在宅療養の助言・緊急時の対応・看取りの支援等看護ケアの提供が推進されるよう、府民向けの事業の実施・市町村ごとの事業推進を図っています。

(6) 一般社団法人 大阪府病院協会

○一般社団法人 大阪府病院協会は、大阪府域に所在する全病院の一致協力により、病院の資質の向上発展及びその使命遂行に関する事業を行い、社会の福祉増進に寄与すると共に、会員相互の連絡、協調を推進することを目的として設立された団体です。

主な活動	その他の活動
<ul style="list-style-type: none"> ○病院の管理、運営の調査研究並びに合理化の促進に関する事項 ○学術及び病院学会の開催に関する事項 ○医療制度、医療保険、医療融資、税制、その他諸制度の調査、研究並びに改善促進に関する事項 ○保健衛生思想の普及啓発に関する事項 ○関係機関、団体との連携、調整に関する事項 ○関係従業員の充足対策、教育指導及び表彰に関する事項 ○病院需要資材の調査、研究並びに調達に関する事項 ○看護師等の医療従事者の養成と再教育に関する事項 	<ul style="list-style-type: none"> ○会員病院は大阪府の各地域で必要とされる医療提供体制を構築し、地域住民の皆様にとって最適で質の高い医療の提供に努めています。

(7) 一般社団法人 大阪府私立病院協会

○一般社団法人 大阪府私立病院協会は、府内の私立病院が一同団結し、病院資質の向上、発展及びその使命遂行に関する事業を行い、社会の福祉増進に寄与すると共に、会員相互の連携を図ることを目的として設立された団体です。

主な活動	その他の活動
<ul style="list-style-type: none"> ○私立病院の管理、運営等の調査研究を行い、質の高い病院経営の推進 ○医療保険、医療制度等の調査研究を行い、適切な医療提供 ○医学、学術の研修会及び病院学会等の開催を行い、人材教育に努める ○病院職員の充足対策、教育指導、福利厚生及び表彰に関する活動 ○大阪府医師会、病院団体との連携、調整に努める 	<ul style="list-style-type: none"> ○平成27年1月より大阪府の委託を受け「医療勤務環境改善支援センター」を開設し、働き甲斐のある病院作りのために勤務環境改善支援等の業務を行っています。 ○私立病院協会の事務長会、看護部会、医事研究会による病院管理、運営に関する調査研究、並びに人材育成を活発に行っています。

(8) 一般社団法人 大阪精神科病院協会

○一般社団法人 大阪精神科病院協会は、精神科病院その他精神疾患を有する者の医療施設及び保健福祉施設の向上発展を図り、精神保健医療及び社会福祉の増進に寄与することを目的として設立された団体です。

主な活動	その他の活動
<ul style="list-style-type: none"> ○精神保健医療及び福祉並びに精神科病院等の施設に関する調査研究、関係機関との協議、提言 ○精神科病院等の施設に関する人材育成及び教育研修 ○メンタルヘルスの推進及び普及啓発 ○精神科病院等の施設における医療安全と質の向上に関する事業 ○精神科救急等地域の精神医療供給体制の整備・充実に関する事業 ○大精協看護専門学校の設置・運営 	<ul style="list-style-type: none"> ○大阪府精神科救急医療システムに参画し、夜間・休日に当番病院が精神科救急医療情報センターを通じての救急隊や患者・家族からの救急受診要請に応じています。 ○大阪府夜間・休日合併症支援システムに参画し、当番病院が二次救急医療機関等へのコンサルテーションや、患者の受入れに応じています。 ○毎年度、会員病院の相互訪問によるピア・レビューを実施し、精神医療の質の向上を図っています。 ○大阪府精神科医療機関療養環境検討協議会に参画し、精神障がい者の人権尊重を基本とした、より良好な療養環境の提供、維持・発展に努めています。 ○様々な学術講演会や研修会を開催し、会員病院のスタッフの資質の向上に努めています。

(9) 大阪府保険者協議会

○大阪府保険者協議会は、大阪府内の保険者^{注1}の加入者に係る健康づくりの推進に当たり、保険者間の問題意識の共有や、それに基づく取組の推進等を図ること等を目的に設立された団体です。

主な活動	その他の活動
<ul style="list-style-type: none"> ○保険者協議会をはじめ、医療費調査部会、保健活動部会等を開催し、保険者間での課題や情報の共有化 ○大阪府保健医療計画への意見提出 ○大阪府医療費適正化計画への協力並びに協議 ○データヘルスの推進及び特定健診・特定保健指導等指導プログラム習得のための研修会等の実施 ○特定健康診査等集合契約のとりまとめ 	<ul style="list-style-type: none"> ○日本健康会議「健康なまち・職場づくり宣言2020」に記載の予防・健康づくりに向けて、地域と職域が連携した予防に関する活動に示された4項目の検討・実施に取り組んでいます。

注1 大阪府内の保険者：高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第7条第2項に規定する保険者及び都道府県後期高齢者医療広域連合をいいます。